

第3章 津和野町における歴史的風致 の維持及び向上に関する方針

第1節 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組

これまで津和野町が行ってきた歴史的風致の維持及び向上に係る主な取組は、以下のようになる。

表 3-1 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの主な取組

区 分	主な取組	備 考
文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の指定への対応：国、県、町 ○登録有形文化財、登録記念物の登録（国）への対応 ○文化財の保存修理 ○文化財の防災対策 ○文化財の調査 ○文化財に関する啓発活動 ○歴史文化を生かした取組・活動の支援 	
都市計画 景観	<ul style="list-style-type: none"> ○津和野都市計画区域の指定（県）への対応 ○景観計画の策定：景観形成地区の指定 	
都市基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・殿町通り ・本町・祇園丁通り など ○公共下水道の整備 ○津和野川の環境整備：「津和野川いこいの散歩道」 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><国関係以外></p> <ul style="list-style-type: none"> ※殿町通り：第9回しまね景観賞（平成13年度） ※本町・祇園丁通り：土木学会デザイン賞2009（最優秀賞） ※通りでの夜の景観づくり活動（有志：第15回しまね景観賞） ※津和野川いこいの散歩道：第3回しまね景観賞（平成7年度） </div>	<ul style="list-style-type: none"> ※藩政時代の街並：手づくり郷土大賞（国土交通省：平成17年） ※本町・祇園丁石畳通り：手づくり郷土賞（国土交通省：平成19年） ※都市景観大賞「津和野町後田地区」（建設省：平成6年） ※山陰の小京都 史跡と鯉とロマンの町：水の郷（国土庁認定：平成6年度） ※くらしのみちゾーン：スーパーモデル地区指定（国土交通省：平成17年） ※主要地方道菟津和野線・歴史と自然の街道：マイロード事業実施箇所認定（建設省：平成4年） ※高津川水系津和野川：ふるさとの川モデル河川指定（建設省：昭和62年）
文化施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○津和野町郷土館 ○津和野町民俗資料館 ○森鷗外記念館 ○津和野町伝統文化館 ○桑原史成写真美術館 ○安野光雅美術館 ○津和野町民センター <p style="margin-top: 10px;"><民間施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○津和野美術館 ○葛飾北斎美術館 ○杜塾美術館 ○津和野今昔館 ○亀井温故館 	<ul style="list-style-type: none"> ※森鷗外記念館：第3回しまね景観賞（平成7年度） ※安野光雅美術館：第9回しまね景観賞（平成13年度）
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産基盤の整備：用排水施設、暗渠排水等 ○遊休農用地の発生防止 	

<都市基盤の整備>



殿町通り



津和野川

<文化施設（公共施設）の整備>



津和野町郷土館



津和野町民俗資料館



森鷗外記念館



津和野町伝統文化館



桑原史成写真美術館



安野光雅美術館

第2節 津和野町の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

津和野町の文化財や歴史的風致の現状及び特性、問題点を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に取り組むための基本的な課題を検討すると、以下のようにまとめることができる。

1 「歴史及び伝統を反映した人々の活動」に関わる課題

津和野町においては、重要無形民俗文化財である津和野弥栄神社の鷲舞、島根県無形民俗文化財の津和野踊、津和野町無形民俗文化財の奴行列（津和野地区）、鷲原八幡宮の流鏝馬神事が継承されている。

また、未指定文化財の神楽や田植え囃子、地芝居などの民俗芸能等が数多く行われている。

しかし、過疎化や少子高齢化等が進み、民俗芸能等の維持・継承が難しくなっている。

特に、未指定文化財の民俗芸能等を支える担い手の減少、高齢化が進んでおり、関係団体の活動基盤の弱体化も進んでいる。

加えて、未指定文化財の民俗芸能等に対する現状把握や調査等が不十分であり、行政としての支援、関係団体や専門家、行政の連携や協働の取組も十分とはいえない。

この他、津和野町では、酒づくりなどが、歴史的な街並み、そして歴史的建造物を使って現在も行われているが、建造物の一部で老朽化が進んでいるとともに、後継者や担い手の確保が難しくなっている。

2 「歴史上価値の高い建造物」に関わる課題

津和野町には、城跡や庭園等、埋蔵文化財などを含めると、原始・古代から近代まで多種多様な歴史的遺産が、“野・山・街”に存在する。このうち建築物についてみると、中世における鷲原八幡宮（本殿、楼門）、近世における鷲原八幡宮（拝殿）や旧津和野藩家老多胡家表門、永明寺、津和野藩校養老館などが残っている。また、旧城下町を中心に江戸時代や明治・大正時代及び昭和初期の建築物が多数残っており、町内全体では17件56棟が登録有形文化財となっている。

これらのうち、指定及び登録文化財については、維持管理や保存修理に対応してきているが、保存修理などが必要な建造物も存在する。

さらに、未指定や未登録の文化財（建造物）については、指定文化財等以上に保存修理が必要なものが多数存在する。また、所有者等による維持管理が難しい状況もみられ、今後、さらに老朽化やき損が生じることが予測され、一部は取り壊しも懸念される。

加えて、文化財総合的把握モデル事業などにおいて、多数の歴史的建造物を把握しているが、内容や価値に関わる詳細な調査ができていないものが多数あるとともに、まだ把握できていない歴史的建造物も存在すると考えられる。

3 「歴史的街並みと良好な市街地及び集落地」に関わる課題

津和野町には、前記のように多種多様な歴史的建造物が存在し、旧城下町一帯や日原地区などでは歴史的・文化的な風情のある街並みを構成している。また、“野”においても石見瓦の家々や田園、背後の山並みなどが独特の集落地の景観を形づくっている。

しかし、歴史的建造物や地割りの残る街並みにおいては、過疎化・高齢化を背景として、空き家や空き地が増加している。また、集落地においても、空き家や耕作放棄地の増加が進んでおり、景観の変容にもつながっている。

4 「歴史文化を生かした観光交流や情報提供等」に関わる課題

津和野町において、歴史文化はまちの特色であり、住民や津和野町外で暮らす津和野出身者の誇りであるとともに、観光資源としても大きな役割を担う。しかし、社会情勢の変化により、観光客の志向も多様化し、新たな魅力作りが求められている。また、観光客の減少は地域経済の衰退を及ぼし人口減少により地域の活力が失われている。

津和野地区についてみると、旧城下町のエリアや歴史的街並み及び文化財の立地は、面的広がりを持しているが、案内表示板や歩行環境、情報提供は十分とはいえず、観光客の行動は殿町通りなどの一部に限られることが多い。また、津和野町全体でみても、観光資源は町内各地にあるが、それらのネットワーク的な活用は極めて限定的である。

さらに、合併に伴う町域の拡大を考慮した住民に対する文化財の周知・啓発、広域的な情報発信は、まだ取組の途上にある。

5 「住民等の文化財に対する意識・理解・協働等」に関わる課題

地域における伝統芸能及び民俗芸能や文化財の保存・活用に関して、住民や関係権利者など人々の理解と協力を得て調査等は実施してきた。

しかし、これら伝統芸能及び民俗芸能の維持管理や文化財の保護・活用の担い手として、住民等の協力と参加を継続的に得ることに対する取組は十分でない。



旧城下町内にある空き家（歴史的建造物）

第3節 上位計画・関連計画の状況及びこれらの計画との関連性

1 第1次津和野町総合振興計画

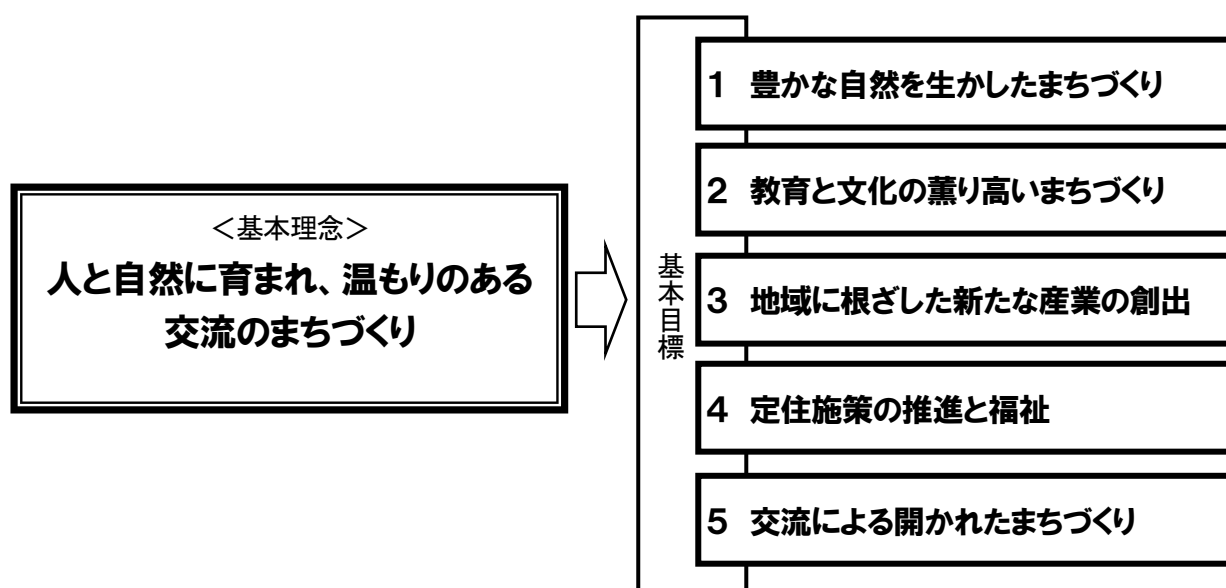
津和野町は、平成17年(2005)9月25日に、旧津和野町と旧日原町が合併し、新たな津和野町となっている。これを機会に、新たな津和野町の一体感を醸成し、計画的なまちづくりを進めるため、「第1次津和野町総合振興計画」を平成20年(2008)3月に策定した。

この計画は、大きく「基本構想」、「基本計画」、「まちづくりプロジェクト」から構成され、計画期間は平成19年度から28年度の10か年としている。

<基本構想>

基本構想では、合併に際して策定した新町建設計画の基本目標を、基本理念として継承している。また、基本理念のもとに、5つの基本目標を掲げている。

【基本理念と基本目標】



<基本計画>

基本計画では、基本構想の基本目標に対応する形で5つの施策の柱(第1章～5章)を設定し、さらに計画実現の方策(第6章)を明らかにしている。

このうち、歴史的風致に関連する主な施策としては、次頁示すとおりである。

<まちづくりプロジェクト>

まちづくりプロジェクトは、基本計画が分野別(縦断的)であることから、分野を超えた施策も関係性があるものは組み合わせ、より効果的に実施することをねらったものである。

まちづくりプロジェクトは、以下の4つを設定している。

●心のふるさと・津和野定住促進プロジェクト

加速度的に少子高齢化が進むなか、人口減少による地域コミュニティの衰退は、町の活性化の阻害要因として懸念されている。このため、本町の豊かな自然や歴史的・文化資源を最大限に生かし、「心のふるさと」として広くPRすることにより定住を促進する。また、これらの資源を有効に活用し産業振興を図るとともに、雇用の場の確保に努めるなどを実施するプロジェクト。

●人を持って財となす・人材育成プロジェクト

「まちづくりは人づくりから」の理念のもと、津和野の持つ人的・自然的・文化資源を有効に活用し、官民一体となって次世代を担う人材を育成するためのプロジェクト。

●津和野・エコタウンプロジェクト

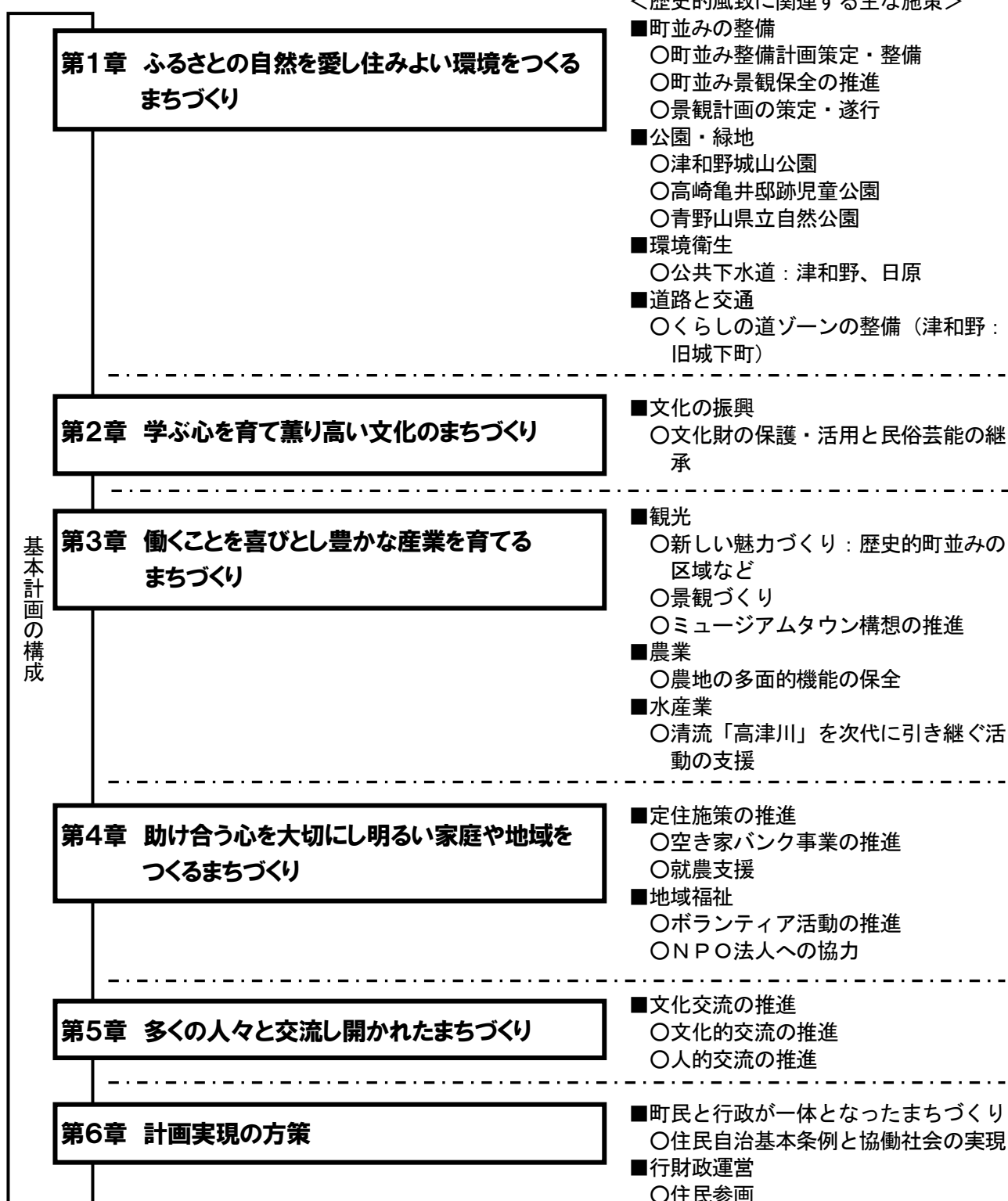
京都議定書の採択以降、地球温暖化防止策は世界レベルの取り組みとして位置づけられるようになった。本町においても1980年と比較して平均気温が1℃あまり上昇するなど、温暖化の傾向が現れている。

こうしたことから、新エネルギービジョンや省エネルギービジョンを策定し全町をあげて地球温暖化防止対策を推進するプロジェクト。

●ゆ～にしんさい・津和野交流プロジェクト

津和野町は、古くからの歴史に培われた歴史的資源や、全国の一級河川で水質日本一となった清流高津川、さらに県内一の標高を誇る安蔵寺山などの自然的資源を有している。こうした資源を積極的に活用し町民同士の交流はもとより、他市町村からの交流人口の増加に努めるプロジェクト。

【基本計画の構成と歴史的風致に関連する主な施策】



2 津和野都市計画区域マスタープラン

島根県では、21の都市計画区域すべてにおいて都市計画区域マスタープランを策定している。

このうち津和野町については、津和野都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）として、都市計画区域の概ね20年後の都市の姿を展望し、都市づくりの理念や土地利用や都市施設の整備、自然的環境の整備・保全に関する方針などを定めている。

なお、津和野町において対象となる都市計画区域は津和野地区であり、旧城下町を含む市街地、集落地及びその周辺の山地部の一部となっている。

<都市づくりの基本理念>

- 津和野の歴史・伝統・文化を活かした交流のまちづくり
- 優れた自然環境の保全・活用を目指したまちづくり
- 安全で快適な居住環境整備による定住促進のためのまちづくり



地域ごとの市街地像と土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

地 区	将来の市街地像	土地利用の方針
橋北地区	本地区は、JR津和野駅を起点に、観光関連の商業施設や公共施設、住居等都市機能など本町の中心を担ってきた地区である。今後も観光の拠点として <u>歴史的・文化的資源の保全・活用を図るとともに、人と環境にやさしい空間として都市機能の充実と街並みの一体的整備を図る。</u>	住宅や観光関連の商業施設、公共施設など混在しているため、土地利用の純化を図り、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。また <u>歴史的文化施設や街並みが形成されている地区については、その景観の維持・保全を図る。</u>
橋南地区	本地区は、本町の教育機関が集積するなど、良好な居住環境を有している。 <u>橋北から連続する観光資源の活用を図るとともに、道路や駐車場などの整備を進め、良好な住環境の維持・保全を図る。</u>	町内の教育機関が集中していること、また比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。 <u>東側斜面に広がる棚田群は、地区固有の景観を構成しており、開発行為等の抑制を基本に積極的な保全を図る。</u>
中座・門林地区	本区域唯一の優良農地として保全を図り、居住環境と調和した <u>快適な田園居住地域としての環境整備を図る。</u>	本地区は区域内唯一の貴重な優良農地が分布しており、 <u>地区固有の田園風景を構成していることから、優良農地として積極的な保全を図る。</u>
大蔭地区	道の駅「津和野温泉なごみの里」を核として、周辺部にこれに連携する機能誘導を図り、 <u>本町中心部への南の玄関口として、交流拠点機能の向上を目指す。</u>	本地区は <u>津和野町の中心部への南の玄関口として機能強化を図る。</u> また道の駅「津和野温泉なごみの里」と連携する機能の導入し、新たな交流拠点の形成を図る。
災害防止の観点から市街化の抑制を図る地区	—	建築基準法第39条（災害防止区域）、地すべり等防止法第3条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条（土砂災害警戒区域）、第8条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則的に市街化の抑制を図る。

※太文字、アンダーラインは、歴史的風致に関わる内容（方針）であり、本計画に対応を記載。

<歴史的風致と特に関連が強い方針（抜粋）>

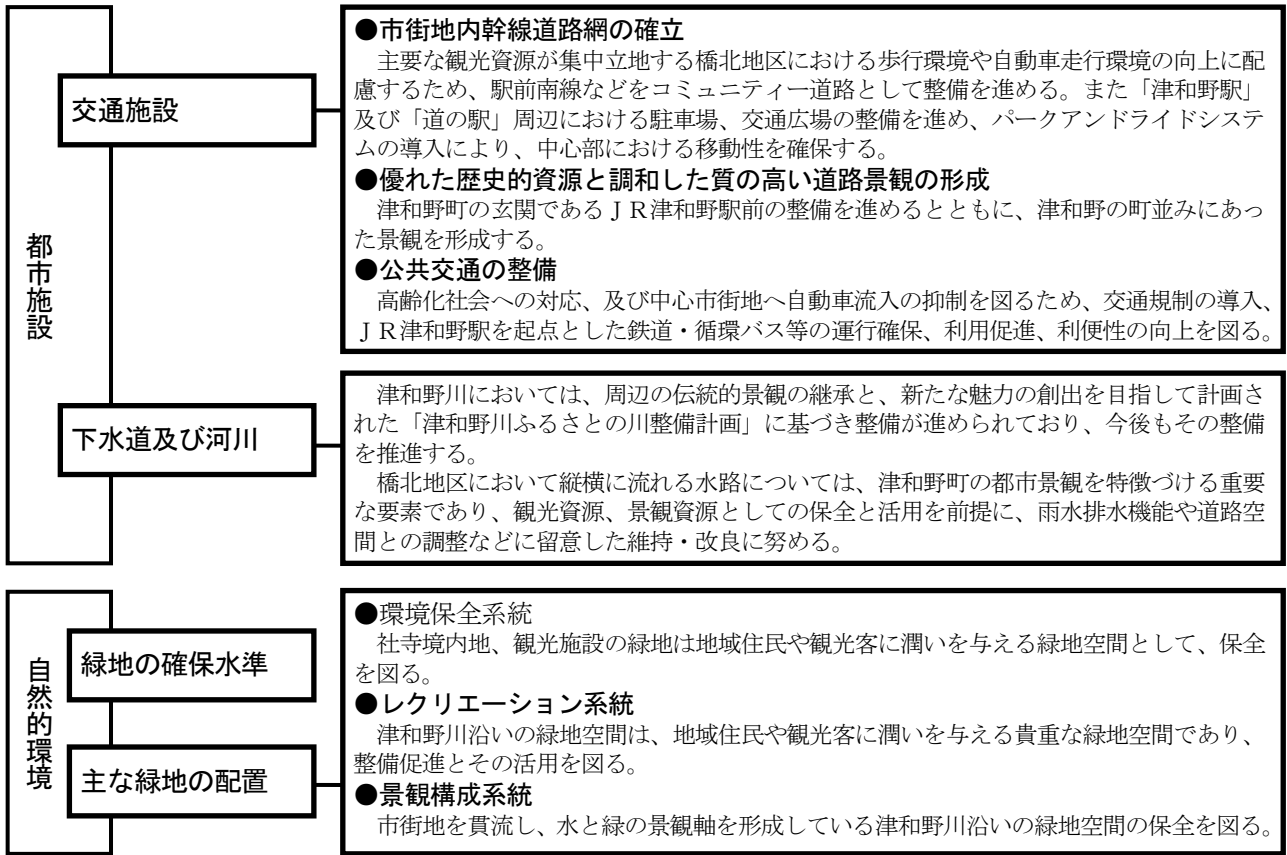


図 3-1 都市計画マスタープランの都市施設・自然的環境に関する方針

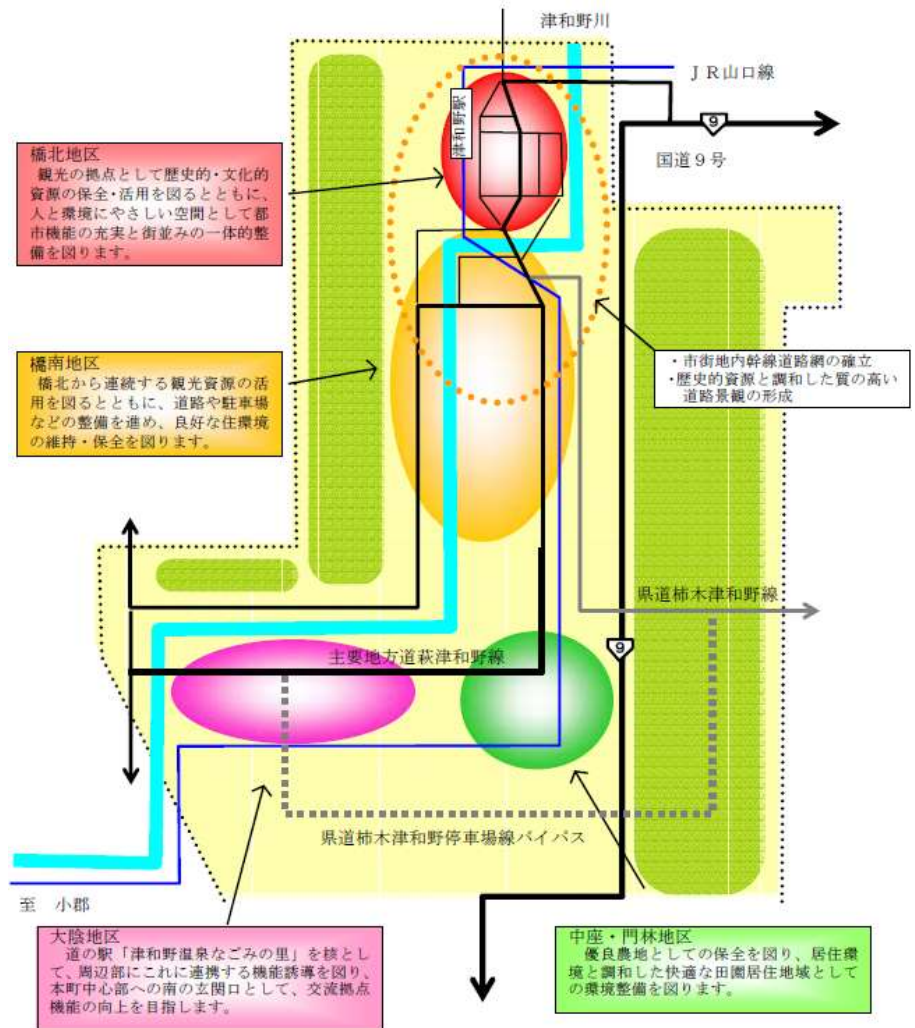


図 3-2 都市構造

3 津和野町景観計画

津和野町では、昭和 48 年(1973)に定めた「津和野町環境保全条例」が、景観づくりにおいても柱となっていた。

平成 16 年(2004)に景観法が定められ、現在の状況や社会的ニーズにあった景観のあり方を考えることが必要となってきたため、理念や方針と合わせてより具体的な内容を定める「津和野町景観計画」を、平成 20 年(2008) 9 月に策定した。同時に、この景観計画に基づく津和野町景観条例を制定、平成 21 年(2009) 4 月から施行し、景観行政に取り組んでいる。

景観計画区域は、津和野町全域とし、大規模な景観行為及び屋外広告物の設置・掲出に際して届出が必要となり、景観形成基準などへの配慮が求められる。

さらに、景観計画区域のうち、特に良好な景観を保全し、今後とも良好な景観の形成を図る区域として、12 の景観形成地区を指定している。

表 3-2 景観形成基準（景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針）

景観形成地区	景観づくりのテーマ	主要な景観づくりの取り組み
共通事項	「日本のふるさと・津和野」の景観づくり	○固有の景観づくり ○身近な景観づくり ○みんなの景観づくり
1 城山景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	●藩政時代の歴史的景観を保全する。 ●鷺原八幡宮・永明時等の歴史的資源の保全と、自然や町並み景観とが調和した形態意匠・色彩とする。
2 本町界限景観形成地区	まとまりのある歴史的町並み景観づくり	●本町界限の町並みと調和した形態意匠・色彩、高さ等を制限し、良好な歴史的景観を保全する。 ●青野山や城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
3 町田・森村景観形成地区	田園と一体になった歴史的町並み景観づくり	●歴史的景観に調和した形態意匠・色彩とする。 ●旧主水畑の生活文化景観や野坂山・陶ヶ嶽、城山等の象徴的景観の見通しを保存する。
4 中座・大蔭景観形成地区	津和野盆地の田園景観づくり	●各所の歴史的遺産や田園集落景観を保全し、これに調和した形態意匠・色彩とする。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。
5 山並景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園風景づくり	●津和野盆地周辺の借景的景観の保全を図る。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。 ●青野山・城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
6 麓耕景観形成地区	青野山を背景にした田園集落景観づくり	●青野山を背景に、山麓に広がる段々畑と果樹園、集落によるまとまりのある景観を保全し、これに調和した建造物の形態意匠・色彩・高さとする。
7 青野山眺望景観形成地区	国道 9 号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり	●国道 9 号や J R 山口線からの青野山眺望を妨げないよう建造物等の位置・配置に配慮し、沿道の集落と自然景観とが調和する形態意匠・色彩を用いる。
8 左鐙・川筋景観形成地区	高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり	●高津川本支流の景観に調和する形態意匠とする。 ●石積み棚田や段々畑等の生活文化景観を保全する。 ●溪谷や川筋の四季折々の自然景観を保全する。
9 日原・枕瀬景観形成地区	高津川合流点地区の、まとまりのある町並み景観づくり	●高津川合流点の広がりのある河川景観を保全する。 ●まとまりのある町並み景観に配慮した形態意匠・色彩、高さとする。
10 高津川景観形成地区	高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり	●高津川中流域の広がりのある河川や山並み景観を保全し、これに調和する集落の建造物の形態意匠・色彩・高さにも配慮する。
11 堤田景観形成地区	里山に囲まれた田園の集落景観づくり	●照葉樹林の里山に囲まれたまとまりのある農村田園景観と調和する形態意匠・色彩、高さとする。 ●下瀬山や大クスノキ等の象徴的景観を保全する。
12 殿町景観形成地区	城下町の歴史的景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	●伝統的な町並みと調和した形態意匠・色彩とする。 ●掘割と白壁等の殿町界限の町並み景観を保全する。 ●野坂山・陶ヶ嶽、津和野川の眺望景観を保全する。

4 津和野町教育ビジョン

津和野町教育ビジョンは、改正教育基本法の第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画に位置づけられるものであり、平成24年(2012)3月に策定している。

計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とし、取組の目標を、前期3年間、中期3年間、後期4年間の3期間としている。

計画策定の前提の一つとして、「津和野藩校養老館をはじめとする史跡、名勝、記念物、森鷗外記念館等の文化関連施設も多く、この恵まれた教育資源を有効に活用し、さらに学校教育、社会教育が連携した文化の薫り高い町となるように教育活動の推進を図る」ことをあげている。

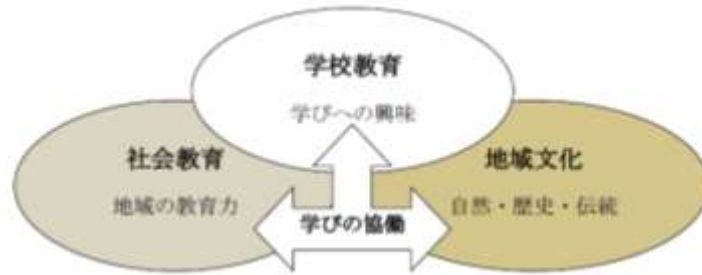


図3-3 教育連携のイメージ

また、スローガンとして、「学ぶ心を育て文化の薫り高いまちづくり」を掲げている。

施策に関しては、学校教育、社会教育、文化振興の3つの部門から、以下のように設定している。

<部門>	<施策>
学校教育	(1) 「生きる力」をはぐくむ5つのキーワード (2) 新たな学校づくりについて (3) 津和野高等学校について
社会教育	(1) 推進体制づくり (2) 子育て (3) 学びと活動 (4) 人権・同和教育の推進 (5) 学びの場づくり
文化振興	(1) 文化活動の促進 <具体的取組(以下同様)> 地域文化の発展並びにふるさと教育の推進 津和野町文化団体連絡協議会の支援 姉妹都市(ベルリン市中央区)、友好交流都市との文化交流の促進 文化ホールの建設 (2) 文化財の保護・活用と民俗芸能の継承 指定文化財(保存管理、活用、整備、追加指定) 未指定文化財(調査研究、文化財指定) 津和野町歴史文化基本構想の具体的実施 県施設や大学などの研究機関との連携と出前授業の実施 伝統文化協会の支援 文化財普及啓発活動の計画的な実施 (3) 文化施設の整備と活用 講演会などの開催 小・中学校との連携(校外学習、出前授業など) 郷土史研究の充実と文化施設の連携 ケーブルテレビの積極的な活用 ボランティアスタッフの育成 西周記念館の建設

※歴史的風致維持向上計画との関係が強い部門

図3-4 津和野町教育ビジョンの施策体系

5 津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画

津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画は、文化庁委託事業である「文化財総合的把握モデル事業」(平成20～22年度)に基づき、平成23年(2011)3月に策定した。

この基本構想では、文化財の保存・活用の基本理念を設定し、また、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」という新たな視点を踏まえ、テーマや区域を設定しながら、文化財の保存・活用に関する方針等をまとめている。

保存活用計画は、こうした基本構想を踏まえ、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」ごとに、取組内容を明らかにしているとともに、それらの中から主要な事業などを取り上げ、かつ相互に関連づけてグループ化し、先導的なプロジェクトを設定している。

さらに、具体化に向けたプログラムや事業の推進体制などを明らかにし、具体化への道筋をつけている。

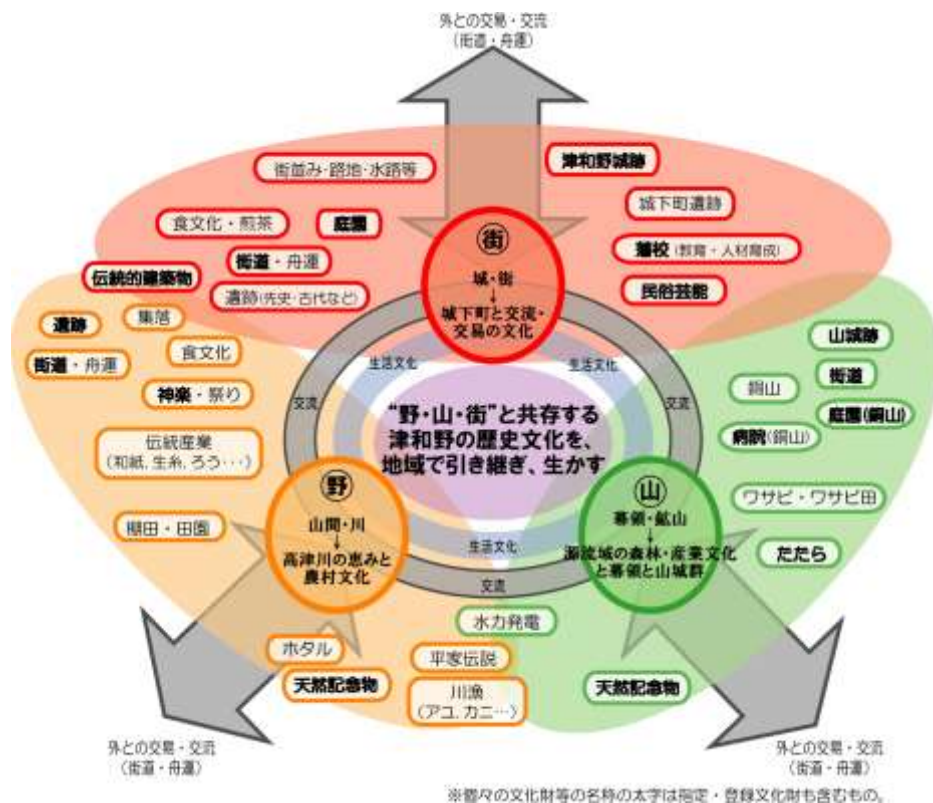


図3-5 基本理念とその背景

表3-3 関連文化財群

名称	主な文化財
藩校養老館と多彩な人材の輩出	・藩校養老館 ・森鷗外旧宅 ・西周旧居 ・桜蔭館(岡熊臣旧宅) など
中世・近世の山城群	・近世津和野城跡(城郭、藩邸) ・中世津和野城跡 ・下瀬山城跡 など
城下町の史跡と文化 ・城下町遺跡群 ・小京都文化の伝統行事 ・維新の中のキリスト教の歴史と文化 ・花まつりと仏教文化 ・城下町の水文化	・藩校養老館 ・鷲原八幡宮流鏝馬馬場 ・津和野弥栄神社の鷲舞 ・津和野カトリック教会 ・津和野カトリック教会神父館 ・永明寺 ・亀井氏庭園 など
幕領と鉱山と産業文化遺産	・瀧谷たたら跡 など
堀氏の鉱山経営と地域文化	・旧堀氏庭園 など
街道・舟運の文化と遺産	・山陰道(野坂峠越、徳城峠越) など
建造物が語る歴史と文化	・藩邸(馬場先櫓、物見櫓) ・武家屋敷(多胡家主屋、表門) ・商家建築(財間家住宅、下森酒造場など) ・農家建築(竹原家住宅) ・宗教施設(三渡八幡宮、永明寺など) ・公共施設(役場、郷土館) など
山間に息づく農村文化	・柳神楽と神楽面 ・神社の社叢 ・竹原家住宅(農家住宅) など
森林文化と信仰	・安蔵寺山の大ミズナラ など
連綿と続く津和野の歴史と文化	・城下町遺跡(近世:周知の遺跡) ・木蘭遺跡(中世) など

※津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画では幕府の直轄領を「天領」としていたが、本計画では「幕領」に統一する。

歴史文化保存活用区域

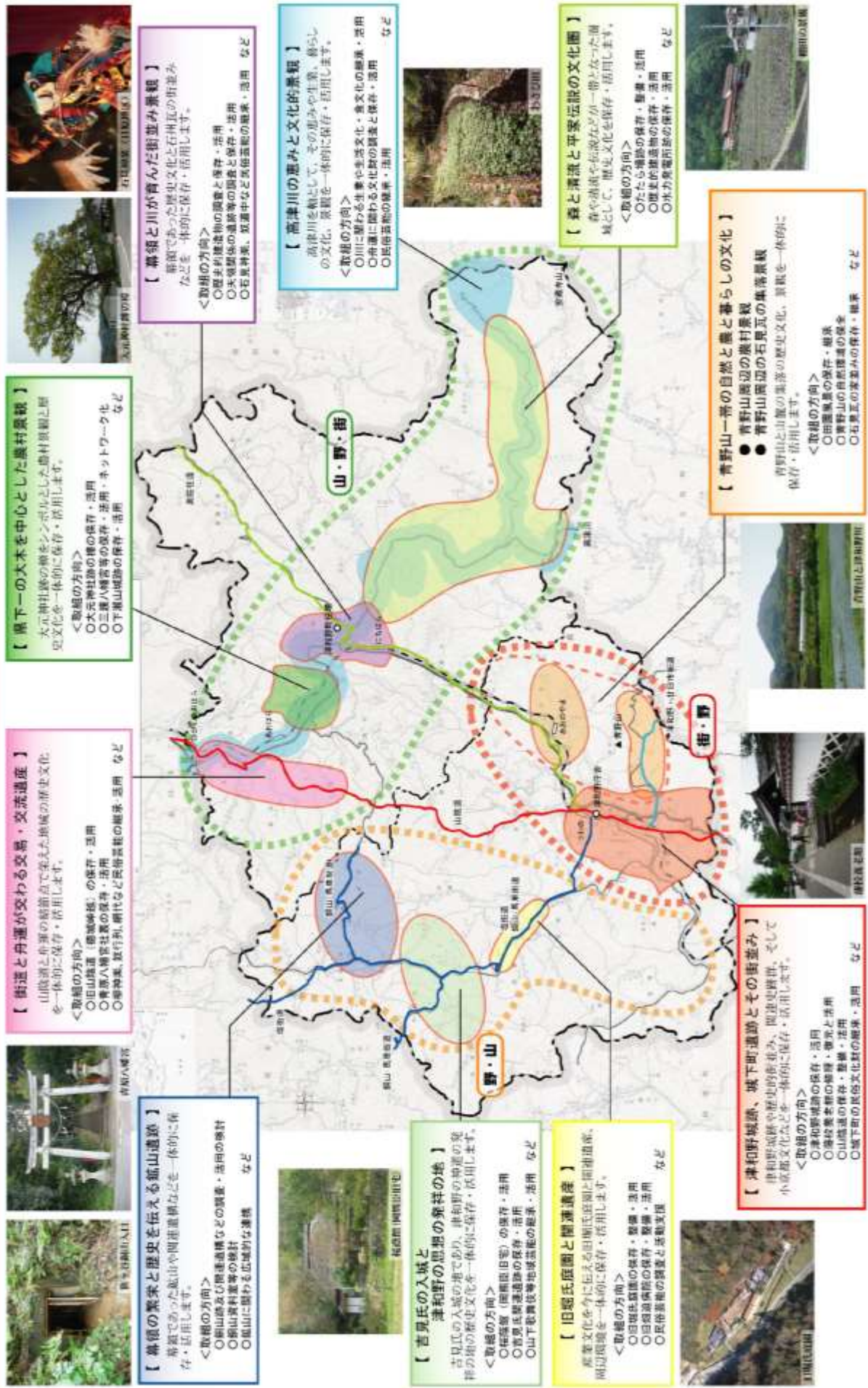


図 3-6 歴史文化保存活用区域とその概要

第4節 津和野町の歴史的風致の維持及び向上の方針

津和野町の歴史的風致の状況や課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上の方針を以下の5点に設定する。

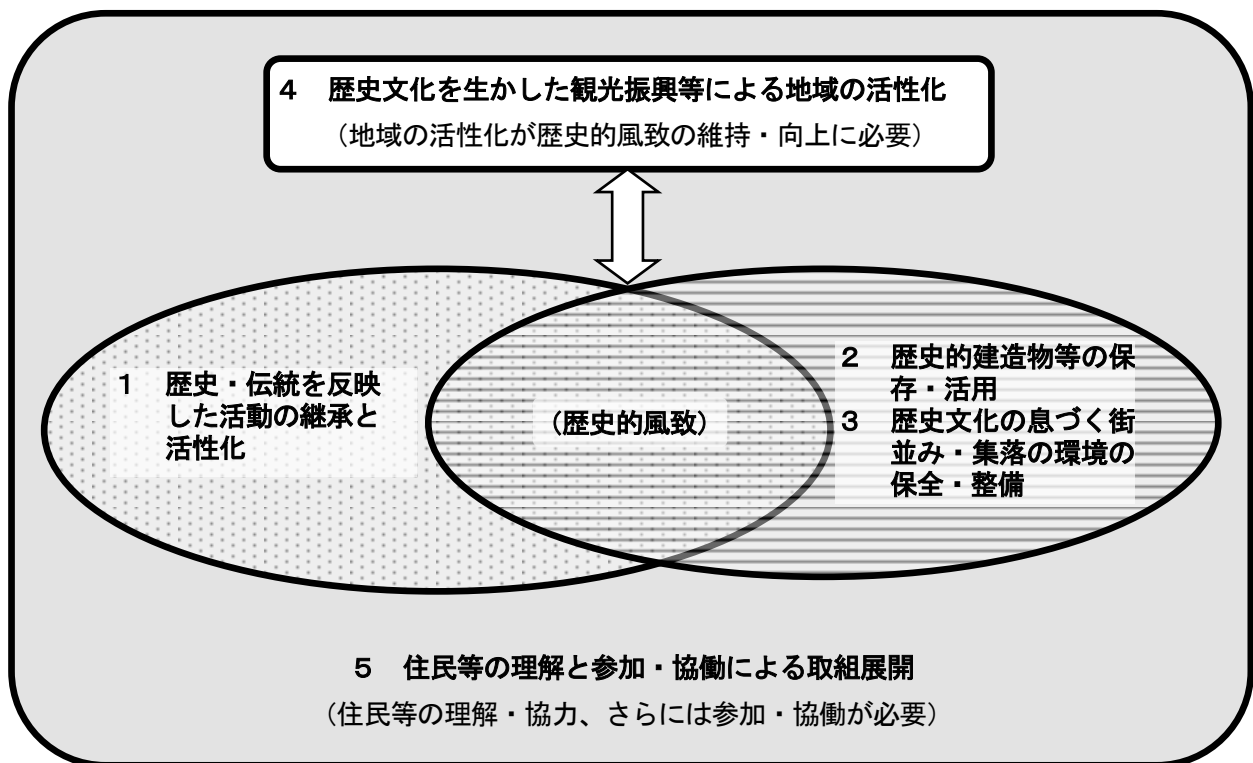
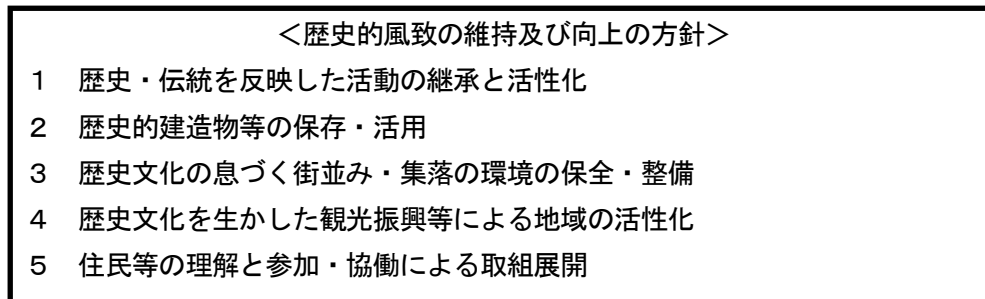


図 3-7 歴史的風致の維持及び向上の方針の構成

1 歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化

地域住民や専門家等と連携しながら、伝統芸能及び民俗芸能などの調査や記録に努めるとともに、こうした人々の活動の情報発信及び担い手の確保・育成などに取り組む。

また、平成23年(2011)に設立された町内の保存会など民俗関係団体を支援し、関係団体等の活性化や未指定の民俗芸能等の調査に努める。

さらに、登録有形文化財としての登録など、歴史的建造物の保存・活用を促進しながら、酒づくりなど地域における伝統的な産業の支援に努める。

2 歴史的建造物等の保存・活用

国、県、町指定の文化財（建造物）、及び登録有形文化財については、所有者・管理者等と連携しながら、修理をはじめ適切な保存・活用に努める。

未指定・未登録文化財については、まだ十分把握できていないものもあると考えられ、今後とも継続的に調査を実施し、その状況と価値の把握に取り組むとともに、所有者・管理者等と協議しながら、必要に応じて保存対策や活用に努める。

3 歴史文化の息づく街並み・集落の環境の保全・整備

個々の歴史的建造物の保存・活用と合わせて、歴史的街並みとしての面的な保存・活用を検討するとともに、歴史的な環境と調和した良好な生活環境や景観の保全・形成などに取り組む。

また、棚田や田園の景観の保全、自然環境（景観）の保全などに取り組み、面的・ネットワーク的に歴史文化の息づくまちづくりに努める。

さらに、まちづくり委員会の制度を活用して地域の連帯感や活力を高め、定住対策等に努めるとともに、歴史的建造物における空き家対策、活用促進に取り組む。

4 歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化

文化財の所有者や関係団体等と連携し、文化財や歴史的風致の保存と合わせて、その価値や魅力を引き出すことを意図しながら、観光振興など地域活性化にも生かしていく。

また、案内板や説明板、誘導標識の整備・充実、歩行環境の整備等によって回遊性を高めるとともに、文化財等をめぐる機会や体験機会の確保、広域的な情報発信に努める。

5 住民等の理解と参加・協働による取組展開

住民等の理解と協力を推進力に、歴史的建造物の保存・活用や良好な周辺環境の保全・形成、伝統芸能及び民俗芸能の担い手の確保・育成等を進めるため、様々な文化財等に関する調査や情報提供、普及・啓発に努めながら、参加・協働の仕組みを構築し、地域ぐるみで歴史的風致の維持及び向上の取組を展開する。

第5節 歴史的風致の維持及び向上のための連携並びに推進体制

1 歴史的風致の維持及び向上の推進体制

歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者・管理者、そして地域住民等の協力と参加が大切であり、かつ、行政を含めた連携と協働の体制が必要である。

津和野町（庁内）においては、計画策定段階の事務局及び内部委員会を継承・発展させた推進体制（歴史的風致維持向上計画推進検討委員会）を構築するとともに、国・県等関係機関との協議を行い、適切な支援を得るように努める。

さらに、津和野町（事務局等）は、歴史まちづくり法第11条に基づく歴史的風致維持向上協議会と計画の変更等に対応する。また、必要に応じて、実施に関する連絡・調整を行うとともに、文化財、都市計画、景観等の部門の委員会等において助言等を得ることとする。

本計画の実施においては、基本的に担当する課が、公共施設管理者等（津和野町以外の場合）との連携・調整を行うとともに、民間の関係権利者・管理者、さらには文化財の保存・活用を担う地域住民や関係団体との連絡・調整及び支援に努める。その連携・調整等に関しては、前記の（仮称）歴史まちづくり推進チームにおいて、段階ごとに連絡・調整する。

こうした体制においては、協働の考え方を基本として、各主体が取り組む必要がある。つまり、各主体が、歴史的風致の維持及び向上を図ることを共有の目標とし、責任と行動において相互に対等であることを前提としながら、ともに力を合わせて取り組むことである。

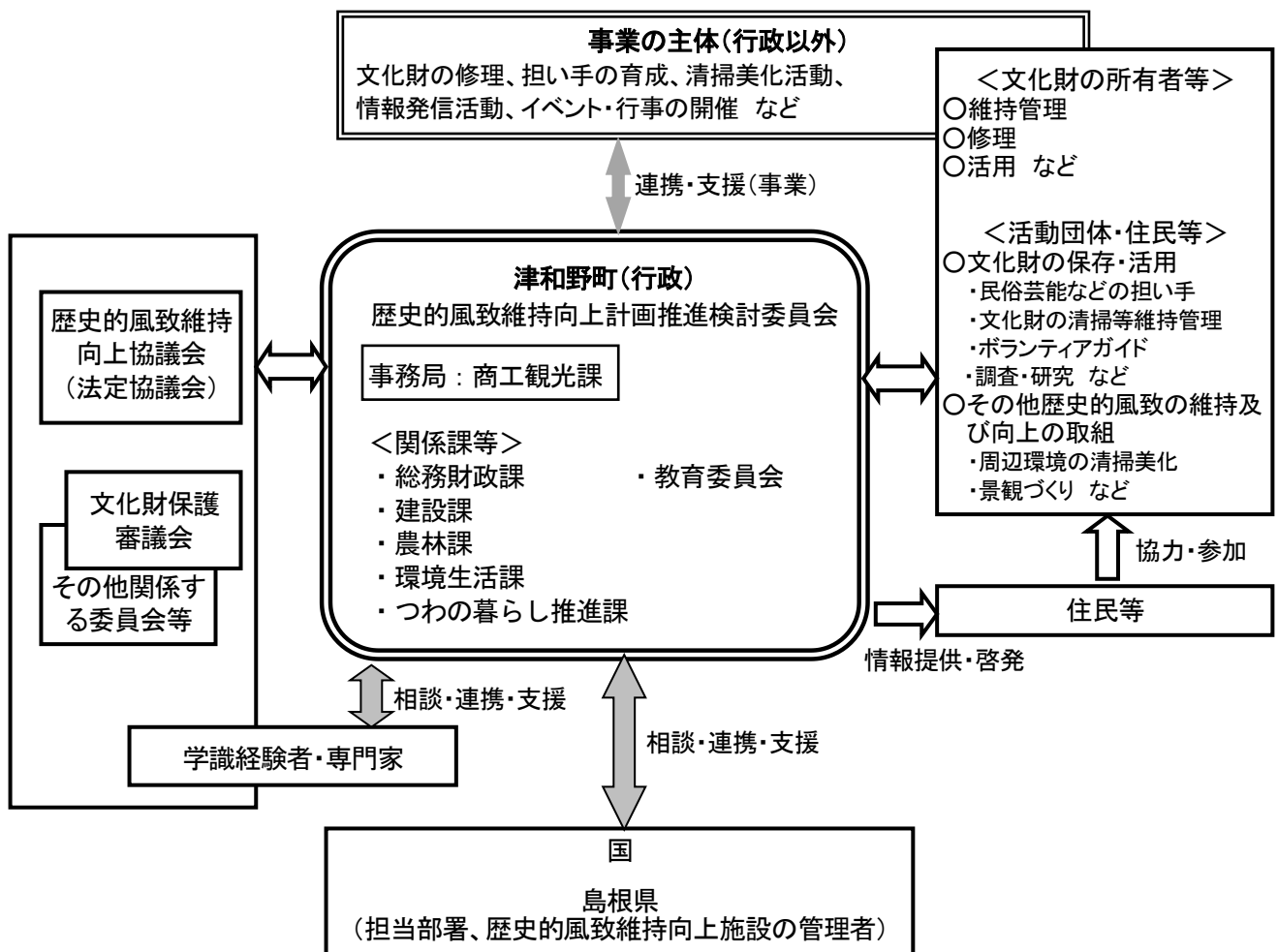


図3-8 歴史的風致の維持及び向上のための推進体制（計画の具体化）

2 各主体の役割と協働

歴史的風致の維持及び向上は、行政だけで担えるものではなく、歴史的建造物等の所有者・管理者、民俗芸能等の活動に担い手などの協力と参加が不可欠であるとともに、住民等の理解と協力も欠かせない。

また、それぞれの主体が個々別々に行うのではなく、情報交換し、必要に応じて人的、技術的、さらには経済的に協力し合うことが、歴史的風致を維持及び向上させるためにはより効果的である。

つまり、協働の視点で取り組むことが、持続性や発展性を持つことになるといえる。

そのためには、前記のような推進体制を構築するとともに、各主体の役割を明確にしておくことが必要であり、以下のように設定する。

(1) 行政（津和野町等）の役割

津和野町及び津和野町教育委員会は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的建造物等の所有者・管理者（民間）及び民俗芸能や伝統的産業等の担い手・団体等に対し、法制度を活用しながら、適切な支援を行う。

また、住民等の歴史的風致への関心や意識を高めるため、歴史的風致や文化財に関する情報提供や啓発活動を行う。

さらに、歴史的風致が息づく良好な街並みや集落の環境を保全し、高めるために、歴史的風致維持向上施設[※]の整備及び管理を図るとともに、景観法等を適切に運用し、良好な環境の保全・形成に努める。

(2) 文化財の所有者・管理者

文化財の所有者・管理者は、所有・管理する文化財やその周辺環境が、地域の歴史的風致を形づくる重要な要素であることを認識し、その適切な保存・管理に努めるとともに、その活用について検討し、可能な場合は情報発信や公開等に努めることとする。

指定・登録文化財の所有者・管理者が、保存修理等に関して事業支援を受けた場合は、文化財保護法に基づき、適切に事業に取り組み、完了させることとする。

また、文化財保護法と歴史まちづくり法による歴史的風致形成建造物、景観法による景観重要建造物等の指定による保存・整備を、必要に応じて行政と一体となって検討することとする。

(3) 住民・民間事業者等

住民や民間事業者等は、地域の歴史的風致及び歴史文化への関心を持ち、歴史的建造物の保存・活用や民俗芸能等の継承等、歴史的風致の維持及び向上の取組への協力や参加に努めることとする。

また、門前清掃や地域の美化活動等に取り組み、良好な環境づくりに資することとする。

さらに、景観法等の法制度に関する知識・理解を高め、その遵守に努めることとする。

※ 歴史的風致維持向上施設

歴史まちづくり法第2条第1項で規定されている道路、駐車場、公園、水路その他政令（下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設）で定める公共の用に供する施設。この他、看板等の案内施設、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫等の公用施設、また歴史的建造物を復原した公的施設等を含む。

第4章 重点区域の位置及び区域

第1節 重点区域の設定の考え方と位置

津和野町歴史文化基本構想では、有形文化財（建造物）や無形民俗文化財等の集積状況、及び文化財の保存・活用のテーマ等を踏まえ、歴史文化保存活用区域（関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を文化的な空間として創出するための計画区域）を設定した。

この区域は、歴史まちづくり法による重点区域、つまり歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域の考え方と重なる。

ただし、歴史まちづくり法第2条第2項による重点区域設定の土地の区域の要件として、「重要文化財建造物」の用に供されている土地等がある（下記参照）。

したがって、歴史的風致の存在（第2章）と法第2条第2項第1号の要件、歴史的風致の維持及び向上の課題や方針（第3章）を総合的に検討すると、重要文化財である鷲原八幡宮の存在、津和野弥栄神社の鷲舞をはじめとした「伝統を反映した人々の活動」・「歴史上価値の高い建造物」・「歴史的街並み」・「歴史文化を生かした観光交流」等に関わる課題や方針との関係性から、歴史文化基本構想で示している歴史文化保存活用区域「津和野城、城下町遺跡とその街並み」が候補となる。

また、この地区は、津和野町景観計画において、景観形成地区（景観地区の候補であり、良好な景観を保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区）に指定しており、景観法と連携して、歴史的風致の維持及び向上に取り組む意義は高く、より施策の効果が期待できる。

加えて、旧城下町のエリアに文化財が集積しているが、そこでは民俗芸能の担い手の高齢化、歴史的建造物の老朽化、過疎化を背景とした空き家の増加など、歴史的風致に関する様々な課題が発生している。それらの課題を解決し、歴史的風致を維持及び向上するため、この地区に重点区域を設定する意義は大きい。

こうしたことを踏まえ、津和野町において重点区域に位置づけるのは、津和野町の南西側、青野山西麓に位置し、高津川の支流である津和野川沿いに関けた盆地状の区域で、旧城下町の街並みや津和野城跡などがあり、自然や田園と一体となって、特徴的な環境（景観）を形成している津和野区域とする。

歴史まちづくり法第2条

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第九十九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地

ロ 文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

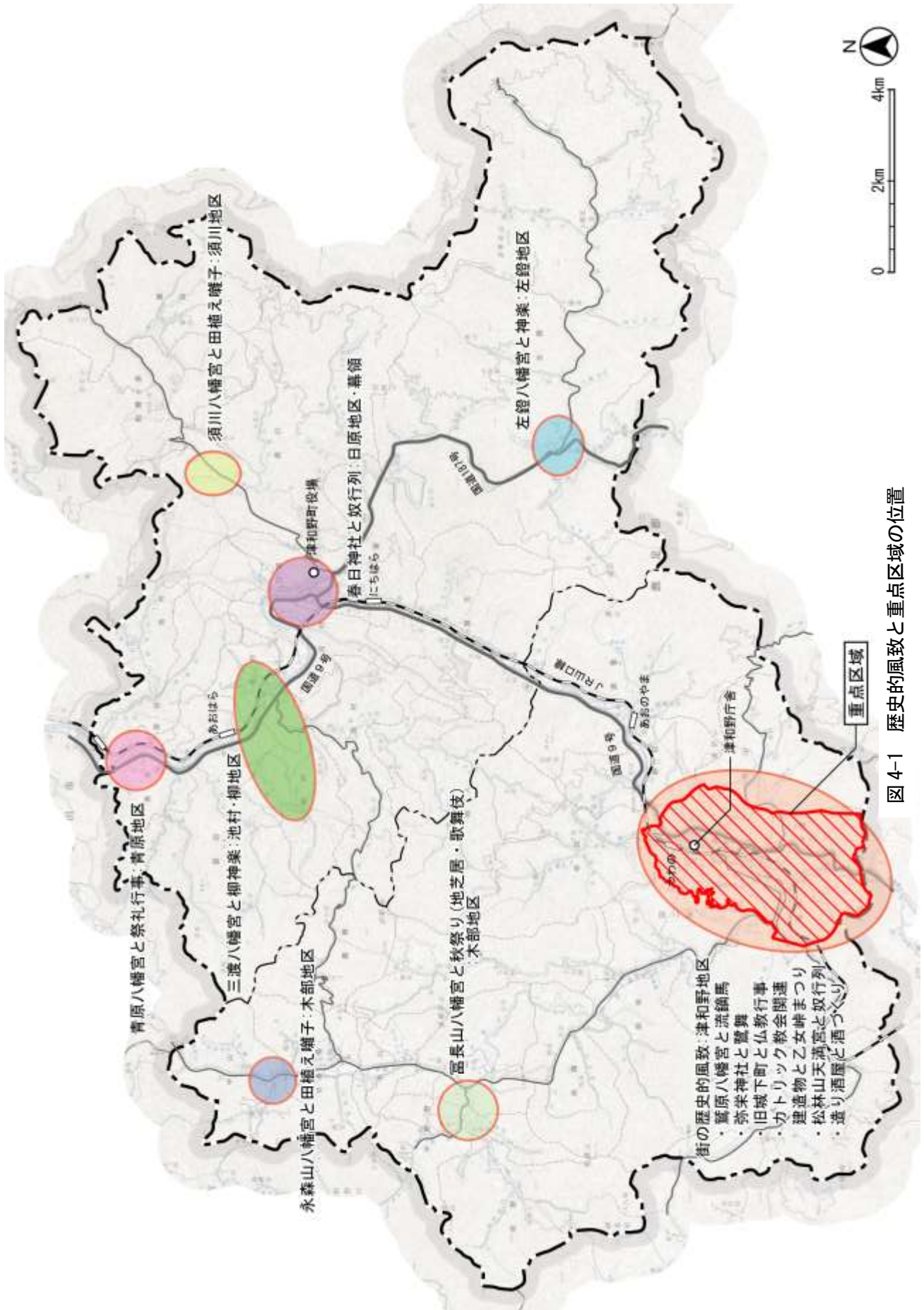


図 4-1 歴史的風致と重点区域の位置

第2節 重点区域の範囲

津和野地区には、殿町通りや本町通りをはじめとした城下町の名残を色濃く残す街並みが残り、重要文化財である鷺原八幡宮（本殿、拝殿、楼門）をはじめとした歴史的建造物が多数存在するとともに、街並みの中を鯉の泳ぐ水路が通り、津和野川は街並みを横切るように流れて、景観を特徴づけている。

また、街並みの西側には、近世山城である史跡津和野城跡が位置し、東側には青野山がランドマークとしてそびえるとともに、旧城下町周辺の農地、山地部も街並みと一体となって津和野の景観を形づくり、それぞれが欠くことのできないものとなっている。

こうした街並みなどを舞台に、津和野弥栄神社の鷺舞や津和野踊、鷺原八幡宮の流鏝馬神事、乙女峠まつりなどが行われ、固有の歴史的風致を形づくっている。

さらに、津和野地区では、旧城下町をはじめとした市街地の環境と市街地の背景となる田園・山を一体とした景観を守るため、山の尾根などを境界として、景観計画において景観形成地区（良好な景観を保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区）を指定するとともに、景観条例を制定している。このため、景観計画及び景観条例と連動して歴史的風致の維持及び向上を図るため、重点区域はその区域を含むものとする。

加えて、史跡津和野城跡の史跡指定地の東側などは景観形成地区に含まれているが、一部それ以外の史跡指定地についても、史跡としての一体的な保存を図り、歴史的風致の維持及び向上に資するため、史跡指定地全体を重点区域に位置づけるものとする。

○重点区域の名称：津和野歴史的風致地区

○重点区域の面積：約1,113ha



重点区域である街並みや農地、津和野城跡（中央の山地）などの空中写真

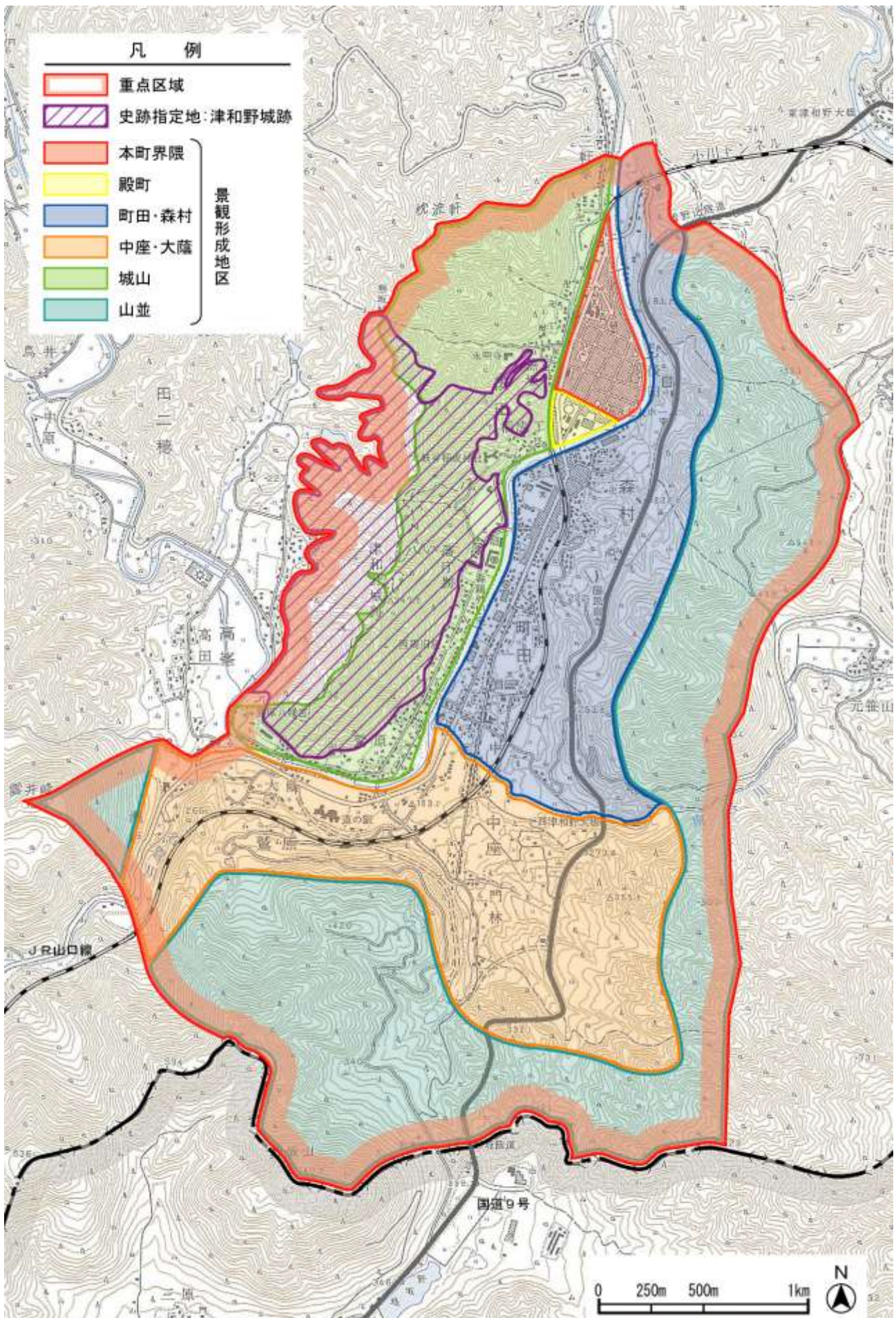


図 4-2 津和野歴史的風致地区（重点区域）の範囲

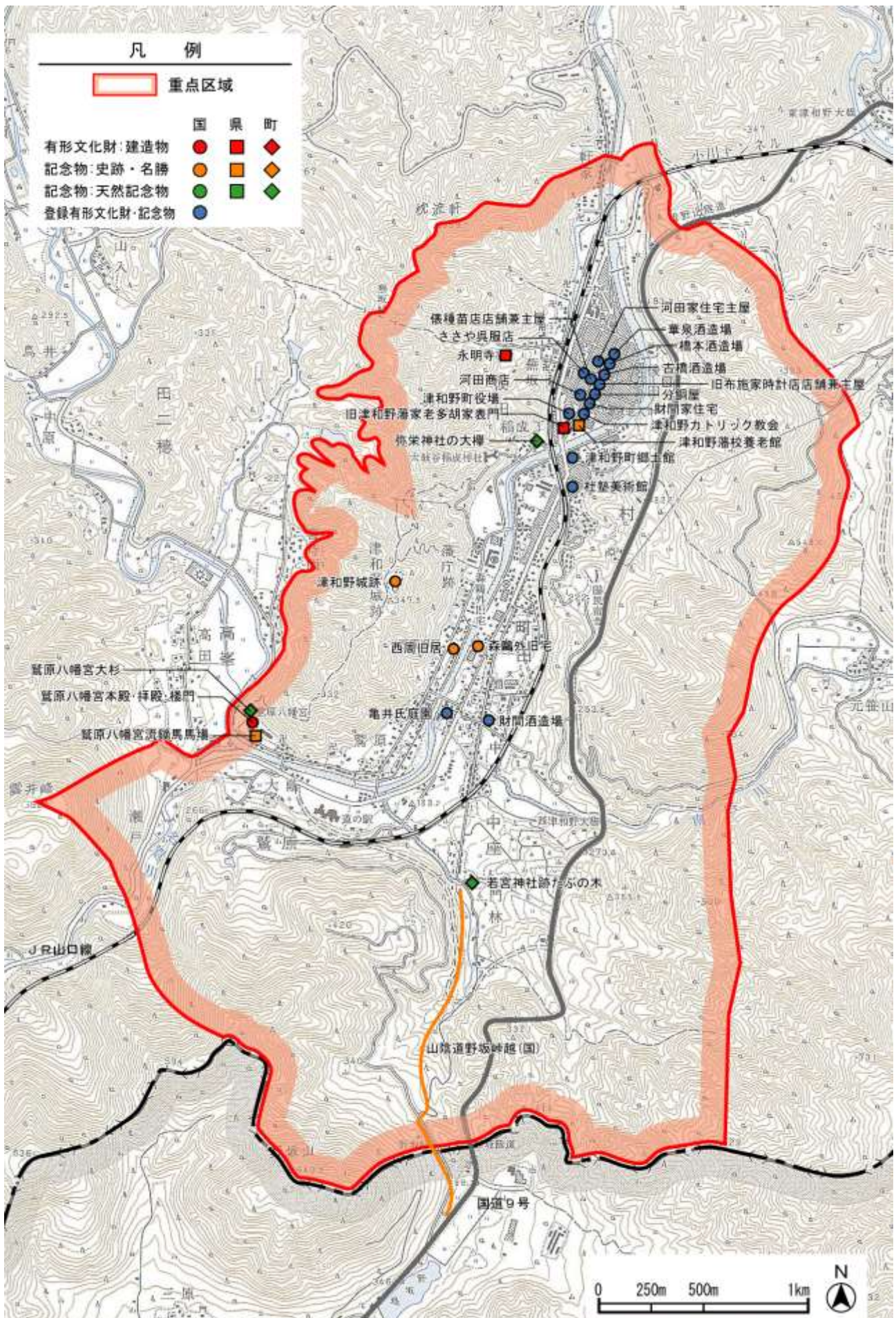


図 4-3 津和野歴史的風致地区における指定・登録文化財の分布

第3節 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持及び向上の取組・事業としては、歴史的建造物の保存・活用、良好な市街地の環境の保全・整備、民俗芸能等の継承・活性化などがあげられる。また、取組・事業を歴史的風致という人々の活動と施設・空間の一体化・総合化した観点から進めていくことになり、個別的な対応ではなく、役割分担と相互連携のもとで、より効果的・効率的に展開していくことになる。

こうした取組・事業によって、重点区域内の文化財や歴史的風致の特色・価値の顕在化につながる効果が期待できる。

また、津和野町の知名度の向上や観光・交流の活性化、コミュニティの維持・活性化、さらにはアイデンティティづくりに寄与すると考える。

さらに、住民の地域への愛着と誇り、定住意識の向上、都市部に暮らす津和野町出身者等の郷土への誇りや帰属意識の醸成などにもつながることが期待できる。

第4節 良好な景観の形成に関する施策との連携

津和野町における良好な景観形成に関する施策としては、土地・建物利用の基本となる都市計画及び景観施策等がある。

1 津和野歴史的風致地区の都市計画

津和野町における都市計画区域は、旧城下町を含む津和野地区の面積約 11 km²が指定されており、南側は山口県との県境に接する。

都市施設としては、都市計画道路と公園緑地を定めており、区域区分、地域地区は定めていない。

今後とも、住民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、都市計画道路や公園緑地の整備など都市計画事業に取り組んでいく。

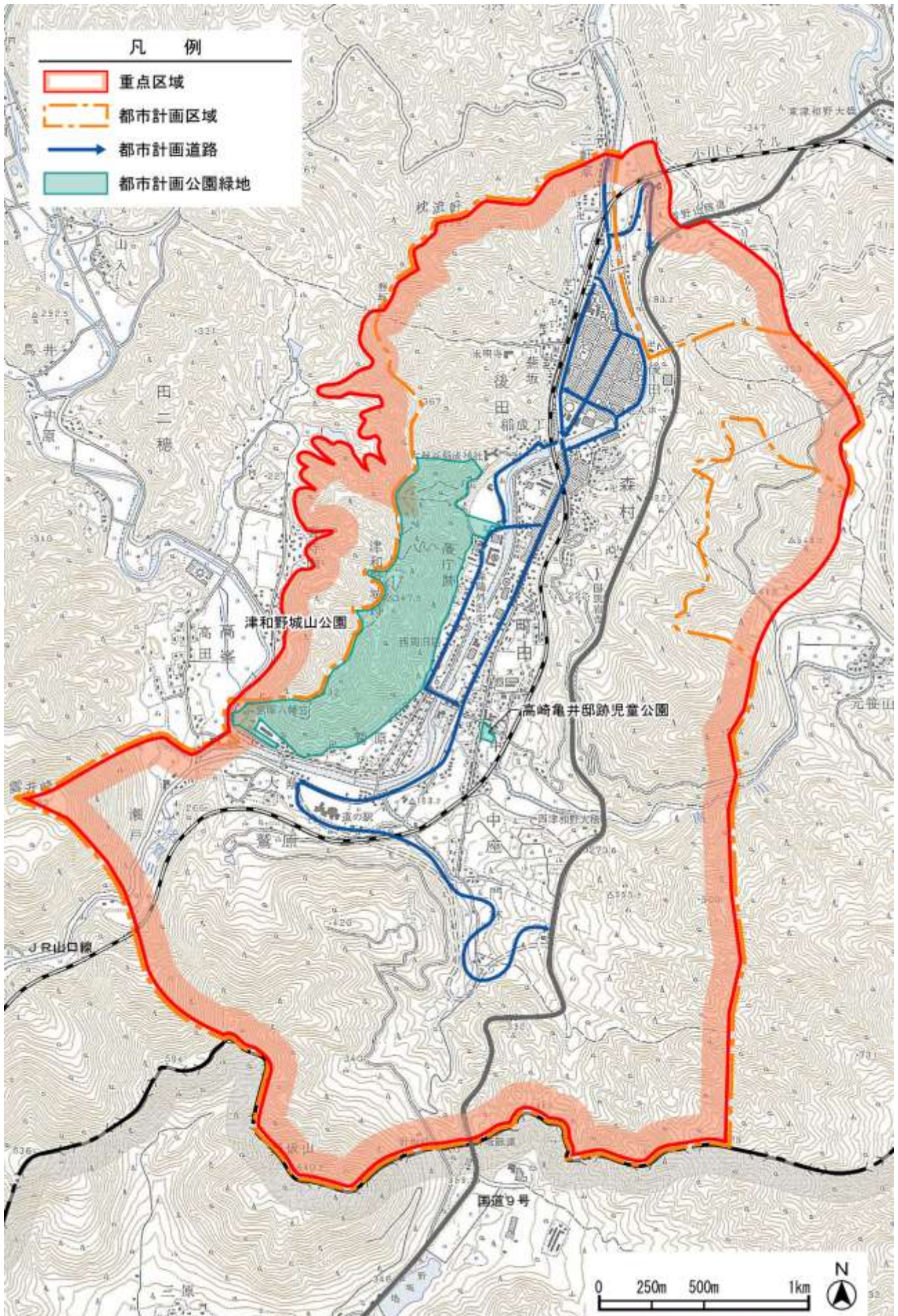


図 4-4 都市計画区域等の状況

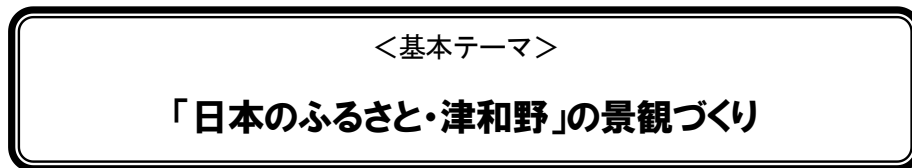
2 景観計画

津和野町では、景観法に基づき平成 20 年(2008) 9 月に津和野町景観計画を策定し、同時に津和野町景観条例を制定し、翌平成 21 年(2009) 4 月 1 日から施行している。

今後とも、景観に関する住民等への普及・啓発を図りながら、津和野町景観計画及び津和野町景観条例を適正に運用するとともに、今後、景観地区や景観重要建造物、景観重要樹木等の指定を検討する。

(1) 基本テーマ

かつて全国にあったノスタルジックな「日本のふるさと」の景観が各所に残る津和野町、「日本のふるさと」の原型イメージや原風景の魅力を漂わせている景観づくりの思いを込めて、計画テーマを設定する。



(2) 景観計画区域

津和野町における景観計画区域は、町域全体としている。

景観計画区域においては、津和野町景観計画及び津和野町景観条例に基づき、次の行為は町長への届出が必要である。

○大規模な景観行為（開発や建設等）

※建築物の場合は、高さ 13m もしくは 4 階又は建築面積が 1,000 m² を超えるもの

○屋外広告物の設置・掲出

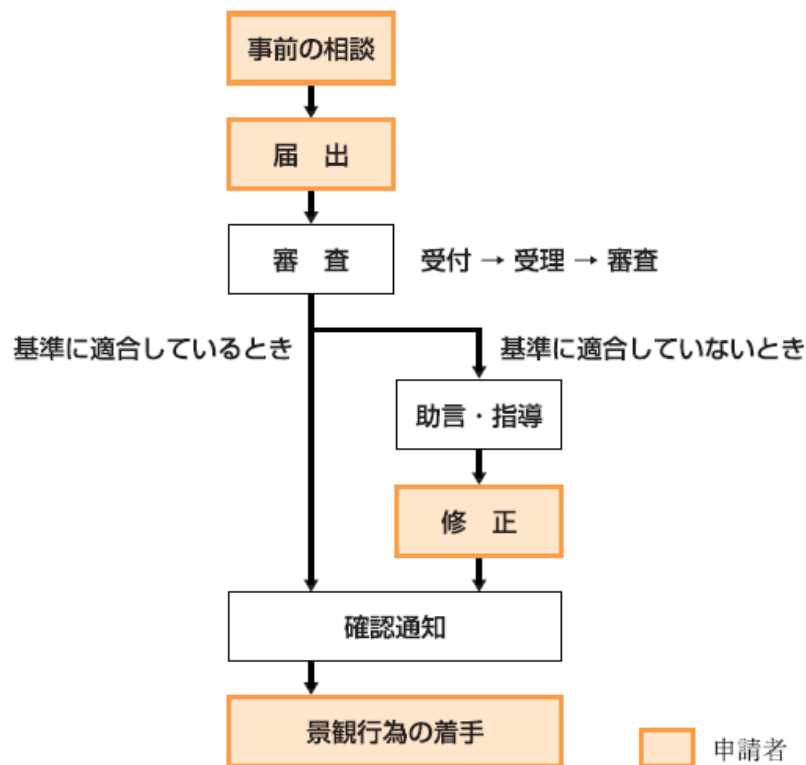


図 4-5 届出手続きの流れ

(3) 景観計画区域における良好な景観の形成のための行為の制限

① 大規模な行為

<基本事項>

ア 大規模な行為は、周辺景観に対して大きな影響を与える可能性があることから、地域の個性や特性を尊重し、周辺の景観との調和に配慮すること。

イ 大規模な行為を行うときは、景観計画を遵守し、良好な景観づくりに配慮すること。

ウ 大規模な行為については、津和野町全域を対象としているが、良好な景観形成上重要な区域については、きめ細かく配慮すること。→「景観形成地区」を参照

<共通事項>

ア 大規模な行為を行おうとする計画用地の選定にあたり、周辺地区や景観形成上重要な区域の良好な景観を損なわないよう配慮すること。

イ 大規模な行為を行おうとするときは、周辺眺望地からの眺望景観に配慮すること。

ウ 大規模な行為を行う計画用地内や周辺で、複数の建造物等の景観形成行為を行うときは、相互の調和について総合的に配慮すること。

エ 行為の期間中についても、周辺景観への影響に配慮し、周辺の緑化や囲い、遮へい等に工夫し集計に配慮すること。

<個別事項>

建築物、工作物、その他の大規模景観形成行為に分け、それぞれに関わる個別的な行為の景観形成基準を定めている。

例：建築物の行為…位置、外構、規模、高さ、形態意匠、色彩、素材、付属建築物及び付属施設、緑化、証明、その他

<建造物の色彩>

建造物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる行為（修繕、模様替え、色彩の変更）については、色彩の指針を定めている。

表 4-1 景観計画区域（全町）における基調色、配合色

基調となる色彩（基調色、配合色）			
色相		明度	彩度
N（無彩色）	0.0～9.9	全範囲	6以下
R（赤）			
YR（黄赤）			
Y（黄）	0.0～4.9 Y		
	5.0～9.9 Y		
GY（黄緑）			4以下
G（緑）			
BG（青緑）			
B（青）			
PB（青紫）			2以下
P（紫）			
RP（赤紫）			

表 4-2 景観計画区域（全町）における屋根の色彩

屋根の色彩			
色相		明度	彩度
N（無彩色）	0.0～9.9	8以下	
R（赤）		6以下	6以下
Y R（黄赤）		6以下	6以下

表 4-3 景観計画区域（全町）における強調色

強調して用いる色彩（強調色）			
色相		明度	彩度
N（無彩色）	0.0～9.9		
R（赤）		全範囲	10以下
Y R（黄赤）			
Y（黄）	0.0～4.9 Y 5.0～9.9 Y		
G Y（黄緑）			8以下
G（緑）			6以下
B G（青緑）			
B（青）			
P B（青紫）			
P（紫）			
R P（赤紫）			

② 屋外広告物

津和野町全域に適用する屋外広告物については、島根県屋外広告物条例に準拠し、以下の基本事項のもとに、許可手続（事前相談と届出、許可基準）を定めている。

<基本事項>

- ア 建築物に設置する看板や広告物は、必要最小限の規模及び設置箇所数にとどめる。
- イ 建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。
- ウ 建築物の全体壁面を利用した広告、開口部への広告掲示、テント広告、広告網等については設置しないこと。
- エ 公共空間を占有する屋外広告物は、基本的に設置しないこと。

<許可基準>

屋外広告物の規模、形態意匠、色彩及び素材、その他について、景観形成の許可基準を定めている。

(4) 景観形成地区

景観計画区域（町全域）のうち、特に良好な景観について、これを保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため、津和野町が独自に景観形成地区を指定し、景観づくり活動を誘導・支援する。

① 景観形成地区

津和野町は、12 の景観形成地区を指定しており、そのうち重点区域内には、下記の6つの景観形成地区を指定している。

- 城山景観形成地区
- 本町界限景観形成地区
- 町田・森村景観形成地区
- 中座・大蔭景観形成地区
- 山並景観形成地区
- 殿町景観形成地区

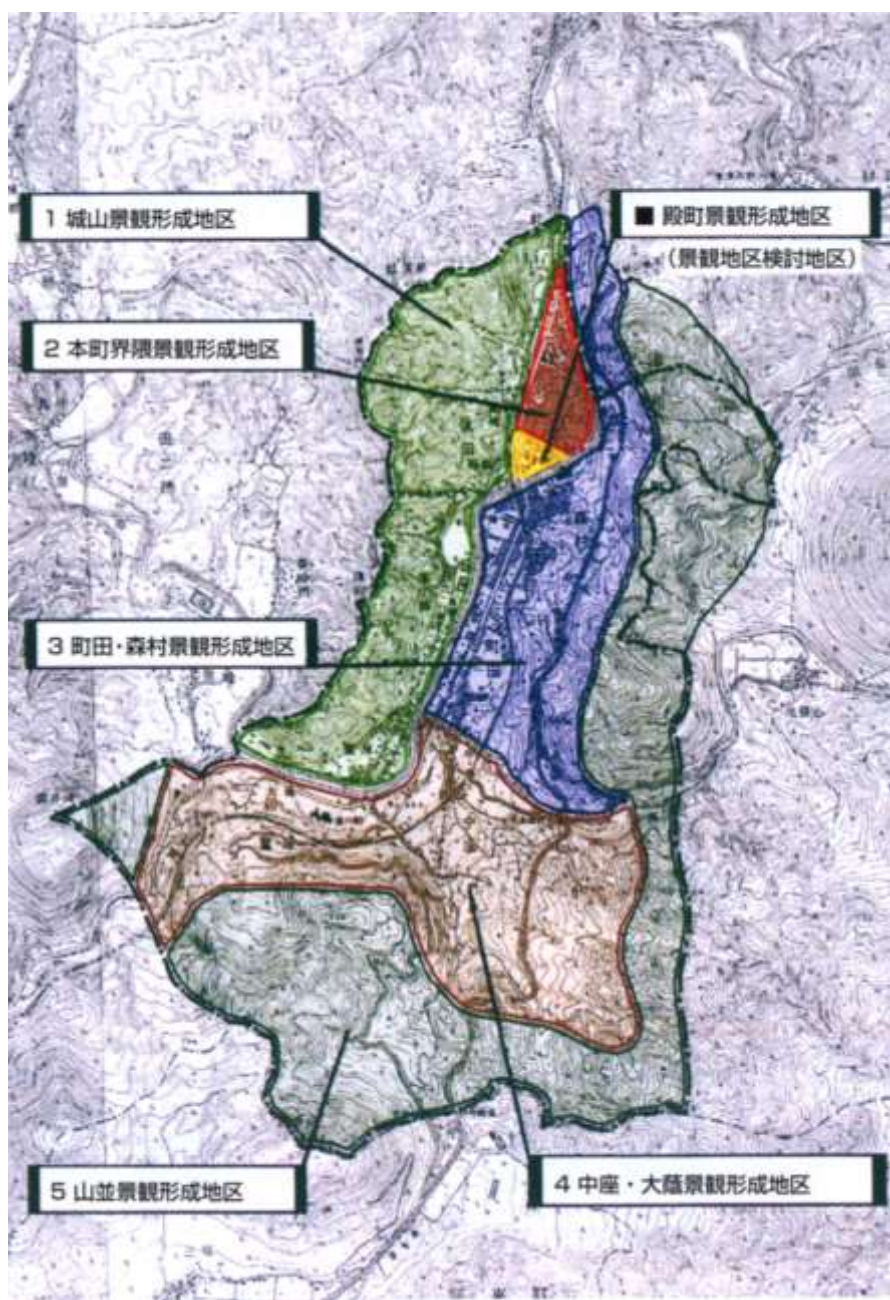


図 4-6 津和野地域（地区）の景観形成地区

② 景観形成地区の良好な景観の形成

景観形成地区における景観づくりの主要な取組は、以下のようになり、こうした取組（方針）のもとに、配置・位置、規模・高さ、形態意匠、色彩・素材、外構などについての指針を設定している。

表 4-4 景観形成地区の景観づくりのテーマと主要な取組

景観形成地区	景観づくりのテーマ	主要な景観づくりの取組
共通事項	「日本のふるさと・津和野」の景観づくり	○固有の景観づくり ○身近な景観づくり ○みんなの景観づくり
1 城山景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	●藩政時代の歴史的景観を保全する。 ●鷲原八幡宮・永明寺等の歴史的資源の保全と、自然や町並み景観とが調和した形態意匠・色彩とする。
2 本町界限景観形成地区	まとまりのある歴史的町並み景観づくり	●本町界限の町並みと調和した形態意匠・色彩、高さ等を制限し、良好な歴史的景観を保全する。 ●青野山や城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
3 町田・森村景観形成地区	田園と一体になった歴史的町並み景観づくり	●歴史的景観に調和した形態意匠・色彩とする。 ●旧主水畑の生活文化景観や野坂山・陶ヶ嶽、城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
4 中座・大蔭景観形成地区	津和野盆地の田園景観づくり	●各所の歴史的遺産や田園集落景観を保全し、これに調和した形態意匠・色彩とする。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。
5 山並景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園景観づくり	●津和野盆地周辺の借景的景観の保全を図る。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。 ●青野山や城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
6 殿町景観形成地区	城下町の歴史的景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	●伝統的な町並みと調和した形態意匠・色彩とする。 ●掘割と白壁等の殿町界限の町並み景観を保全する。 ●野坂山・陶ヶ嶽、津和野川の眺望景観を保全する。

3 農業振興地域整備計画

津和野町では、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を、農業と農業以外との土地利用の調整を図りながら、計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として農業振興地域整備計画を策定している。

現行の農業振興地域整備計画は、平成 21 年(2009) 2 月に策定（見直し）している。

津和野町の農業振興地域は 22,146ha、農用地区域は 970ha であり、そのうち重点区域内は順に約 953ha、約 42ha が指定され、重点区域（1,113ha）の大半が農業振興地域である。



農用地区域に指定されている中座地区の農地（棚田等）

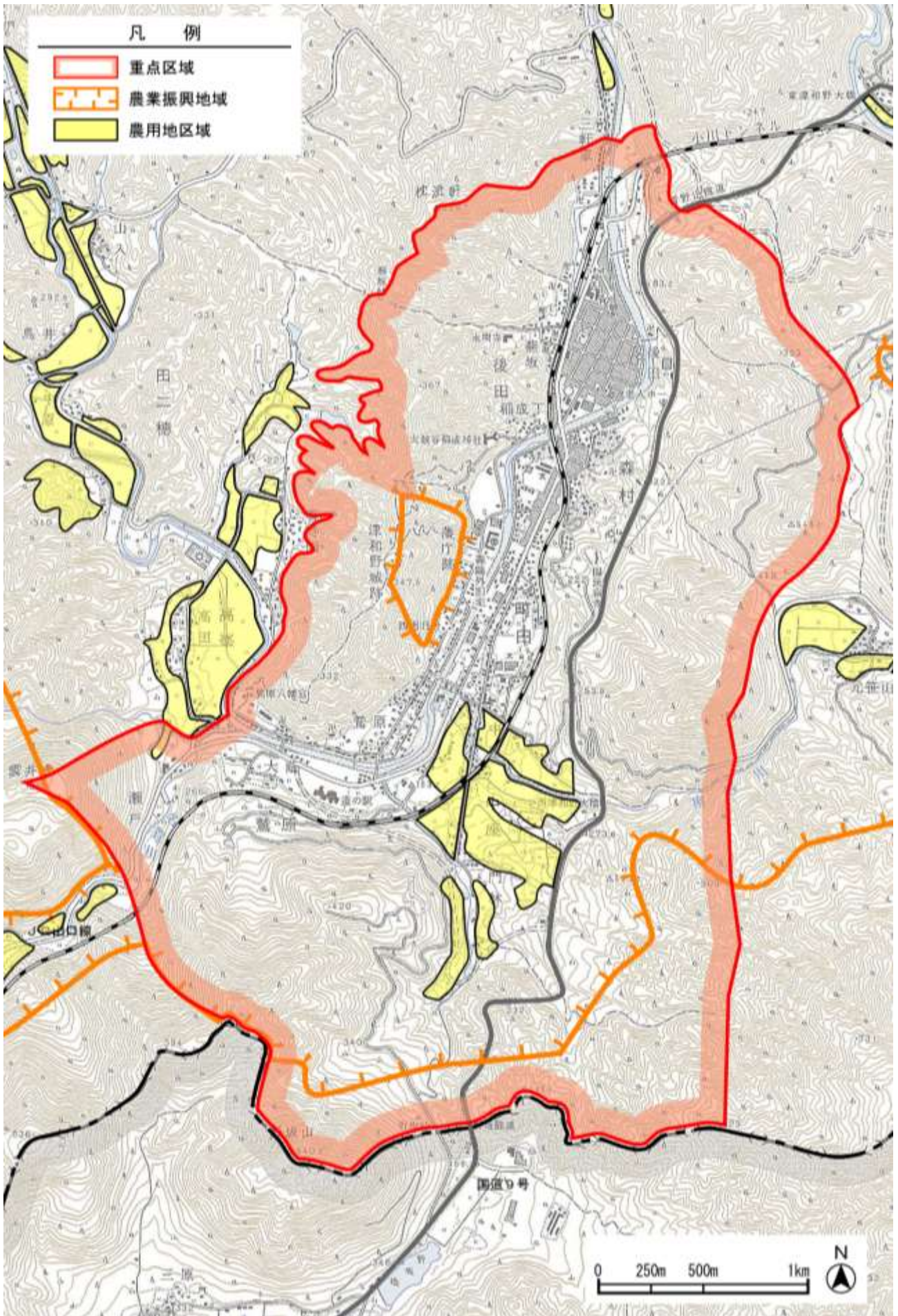


図 4-7 農業振興地域の指定の状況（津和野歴史的風致地区）

4 青野山県立自然公園

青野山県立自然公園は、「城下町津和野のシンボルとなっている青野山を中心とする山岳地域」、「津和野城跡を中心とする歴史・文化景観の地域」、「モリアオガエルの生息地として有名な地倉沼の湖沼地域」の3つの地域から構成されている。

このうち重点区域内には、「城下町津和野のシンボルとなっている青野山を中心とする山岳地域」の一部と「津和野城跡を中心とする歴史・文化景観の地域」が含まれている。

このうち青野山は、重点区域内の多くの場所から眺望でき、津和野地区の風景を特徴づけている。また、大山や三瓶山と同じく白山火山帯に含まれ、美しい典型的なトロイデ型火山地形をなしており、溶岩円頂丘の形状がきわめて明瞭である。頂上からは津和野地区の街並みが、さらに、遠く日本海も望まれ、格好のハイキングコースとして親しまれている。

また、津和野城跡は史跡に指定されており、自然環境と歴史文化を体感できる場でもある。

これら2つの区域は、津和野地区の旧城下町を東西から挟む形で位置しており、今後とも、歴史的な街並みやそこでの伝統を生かした活動などと調和した、自然環境や景観の保全を図る。

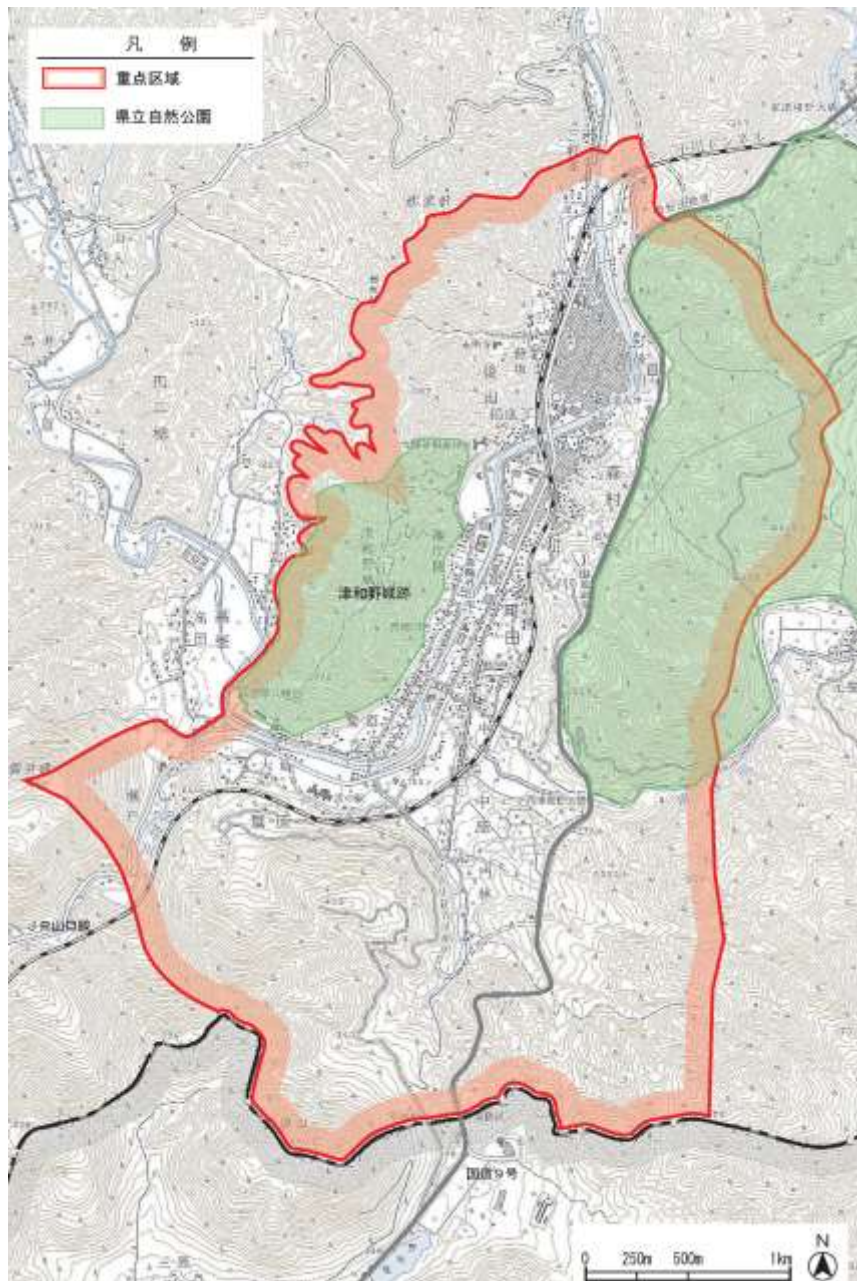


図 4-8 青野山県立自然公園の区域

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

第1節 津和野町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の基本方針

① 文化財の保存に関する基本方針

ア 文化財の調査に関する基本方針

津和野町においては、これまで教育委員会や専門家による建造物や美術工芸品、文書、民俗文化財、史跡などの調査を行っており、その結果は文化財の指定・登録、整備・活用に生かしてきている。また、民俗調査の成果などについては、津和野町民俗資料館及び日原歴史民俗資料館で保存・展示を行っている。

さらに、文化財総合的把握モデル事業では、地元調査員による文化財の調査結果のカード化、公民館における文化財把握のワークショップやヒアリングを行ってきた。

こうした文化財調査の成果や積み残した課題（把握できていない文化財への対応、保存・活用の方策の検討）などを踏まえながら、地元調査員をはじめ住民等の協力と参加による調査・研究を進めていく。また、専門家による文化財の調査を進め、その成果を文化財の保存・活用に生かすとともに、住民等への情報提供や啓発を図る。

さらに、各公民館における“地域学”を推進し、合わせて地域における住民が中心となった文化財の調査・把握と保存・活用を進める。

イ 文化財の復旧（保存修理等）に関する基本方針

津和野町においても多数の文化財が存在し、それらは経年劣化や様々な事象により、き損や消滅する危険性をはらんでいる。

こうした状況に対応する方策として、文化財の劣化防止の保存処理、き損箇所の保存修理、さらには復元といった取組がある。その場合、どの文化財がどの程度き損しているか等の状況を把握することが不可欠であり、前述の継続的な文化財調査や所有者、地域住民等との情報交換が不可欠である。

これまで、指定文化財については、その損傷具合や緊急性を考慮し、修理事業を実施してきたが、養老館など、今後修理に取り組みなければならない建造物も存在する。

このため、必要性や緊急性、優先順位を検討しながら、歴史的真正性を損なうことなく、適切な修理及び整備を実施するとともに、住民の理解を得られるよう、公開する機会の確保や情報発信に努める。

また、未指定・未登録文化財については、必要に応じて所有者等と協議しながら、その保存対策を検討する。

さらに、美術工芸品の場合、その保管状況や防犯体制についても考慮する必要がある、文化財所有者にその指導・助言を継続的に行う。

ウ 文化財の防災に関する基本方針

建造物をはじめとした指定文化財を、火災等の様々な災害から守るために、指定文化財の幾つかに関しては防災設備の設置・点検を行ってきた。特に、建造物は被害を受けやすく、修理に多大な時間と費用を必要とするため、防災対策を万全にし、被害を未然に防ぐこと、最小限にとどめることが重要である。

また、被害を受けた場合には、速やかに所有者等から津和野町教育委員会、島根県教育委員会へと情報を伝達し、応急対策や復旧事業を実施してきた。

こうした取組の成果等を踏まえながら、優先順位を検討し、指定文化財に関しては、建造物等の防災設備の設置と点検を推進する。

一方、指定文化財以外の文化財や文化財の周辺環境に対しては、特に財政上から同様の防災対策を実施することが困難であるが、これらについても、各地域の防災組織と情報交換を行い、文化財所有者及び地域住民の防災意識を高め、文化財を取り巻く地域ぐるみの防災体制の構築に努める。

また、防災だけでなく、防犯対策も必要であり、文化財所有者等への防犯意識の徹底を図る。

エ 埋蔵文化財の取扱に関する基本方針

津和野町には、旧石器時代及び縄文・弥生から旧城下町をはじめとした江戸時代（近世）まで、各時代の遺跡が確認されており、これらのうち、およそ180遺跡は「周知の埋蔵文化財包蔵地」としている。

特に旧城下町一帯においては、城下町遺跡（近世）、大蔭遺跡（縄文～奈良・平安）、高田遺跡（縄文～近世）、喜時雨遺跡（旧石器、弥生～近世）などを「周知の埋蔵文化財包蔵地」として設定し、一体的にその保護を図っている。

津和野町教育委員会では、こうした包蔵地内で行われる開発等に際しては、島根県教育委員会の指導・助言を得るとともに、教育委員会と商工観光課、建設課、農林課、環境生活課（下水道等）などとの連携を図りながら、文化財保護法に基づき、遺跡の記録や保存等に関する調査や行政指導を行っている。

今後とも、関係機関及び庁内の連携体制を強化しながら、包蔵地内での開発等に際しての行政指導を徹底する。

また、既に埋蔵文化財包蔵地として周知されているところ、周知されていないところを問わず、発掘調査等によって津和野町の歴史を理解する上で重要な遺構が見つかった場合は、開発側と協議を行い、適切な保存を図る

さらに、「周知の埋蔵文化財包蔵地」については、概ね近世までの遺跡を対象としているが、今後は近代以降の遺跡についても、学識経験者等の助言等や関係権利者の理解・協力を得ながら、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の保存を進める。

オ 文化財と調和した周辺環境・景観の保全・形成に関する基本方針

歴史的建造物や史跡名勝などは、文化財周辺の環境・景観の有り様が、文化財としての価値をより一層高めたり、あるいは価値を阻害したりすることになる。

このため、津和野町景観計画を生かしながら、建築物・工作物の形態意匠・色彩、高さへの配慮を求めるとともに、屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限を適切に行う。

また、歴史的建造物の集積する街並みなどにおいては、その風情と調和した道路の美装化、案内表示板の計画的な整備、電線類の地中化などに努める。

カ 文化財の保存（活用）を行うための施設に関する基本方針

津和野町には、津和野町郷土館や歴史民俗資料館、森鷗外記念館をはじめとした文化施設が多数立地しており、それらの充実とともに、つながりを持った利用への対応が求められる。一方、史跡津和野城跡や名勝旧堀氏庭園などのガイダンス機能が十分でない面も指摘される。

このため、既存施設の活用を含めガイダンス施設の充実・強化や案内表示板、便益施設の計画的な整備を図るとともに、関連する施設間での連携を強化し、より効率的な運営とネットワーク的な利用を促進していく。また、地域活動団体等との連携を図りながら、住民等の協力と参加によって文化財を守り、生かす取組を進める。

② 文化財の活用に関する基本方針

ア 文化財に関する情報提供と普及・啓発に関する基本方針

文化財の保存・活用の基礎的な条件として、住民等に対して文化財に関する情報提供や学習・体験機会の確保に努めながら、意識啓発を図る。

また、地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、神楽や盆踊り、地芝居、田植囃子をはじめ民俗芸能などの担い手の確保・育成に努める。さらに、歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習機会の確保などを通じて、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

一方、庁内においては、文化財部門、観光部門、建設部門、総務部門、農林部門等の連携体制を強化する。

加えて地区レベルにおいては、公民館の態勢強化などに努めながら、公民館を拠点とした歴史文化に関わる取組を推進するとともに、地域学^{*}やまちづくりへの展開を目指す。

イ 関連文化財群としての文化財の保存・活用に関する基本方針

津和野町歴史文化基本構想では、8つの個別的なテーマ（広義の関連文化財群）及び1つの通史的なテーマをもとに、関連文化財群を設定しており、これらを切り口として、文化財の調査・研究と価値の把握を進めながら、保存・活用に取り組む。

その中では、生涯学習や観光振興などとの連携に努めるとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

ウ 歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用の基本方針

津和野町歴史文化基本構想では、11の歴史文化保存活用区域を設定している。それらは、旧城下町などからなるエリア（街・野）、笹ヶ谷銅山や木部地区、畑迫地区を中心としたエリア（野・山）、高津川を軸としたエリア（山・野）に大きく分けられるとともに、共有する内容をもち、街道などで相互につながる。

こうしたことを踏まえ、歴史文化保存活用区域における文化財の保存・活用や区域相互のネットワーク化、さらには歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

③ 文化財の保存・活用に関する津和野町教育委員会の体制と今後の方針

津和野町においては、教育委員会が文化財行政を担っている。また、合併を通じて、より広大となった町域に分布する文化財の保存・活用に対応するため、各地区の公民館や地域の文化財保護団体などとの連携を図っている。

教育委員会の文化財行政は、文化財係、文化振興係、埋蔵文化財係を職員3人、及び嘱託職員2人で担っている。

今後、歴史的風致の周知・啓発や関係する事業の実施を含め、文化財行政の推進及びまちづくり行政との連携をさらに図っていくため、教育委員会の体制（態勢）の充実を図るとともに、庁内の連携体制の一層の強化を進める。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関については、津和野町文化財保護条例に基づき、津和野町文化財保護審議会を設置している。現在（平成24年度）、6人で構成しており、専門分野別では、建造物1人、天然記念物1人、郷土史3人、その他1人となっている。今後とも、文化財の保存・活用に関して、適宜、津和野町文化財保護審議会に諮問し、建議していく。

④ 各団体の活動と津和野町の係わりに関する今後の方針

津和野町における文化財に係る団体は、下表のように19団体あり、文化財の保護及び保存活用を実施していく上では各種団体と行政が連携して行うことが不可欠である。そのため、津和野町としては、各団体の自主的な活動を尊重し、行政として出来るだけの指導や補助、援助等を継続的に進める。

また、平成23年度に設置した津和野町民俗芸能保存協会への指導、補助等も継続的に進める。

表 5-1 津和野町における文化財関係の団体と津和野町の係わり

団体名	活動概要
津和野の自然と歴史を守る会	津和野町の自然と歴史の調査や活用 機関紙「つわぶき」を発行
日原郷土史研究会	旧日原地区の歴史の調査・研究 日原歴史民俗資料館の管理
鷺舞保存会	無形文化財の継承 毎年7月20日、27日に奉納
津和野盆踊り保存会	無形文化財の継承 毎年8月15日
日原盆踊り保存会	無形文化財の継承 毎年8月中旬
流鏝馬保存会	無形文化財の継承 毎年4月第2日曜日に奉納
奴行列保存会	無形文化財の継承 毎年11月23日頃に奉納
日原奴保存会	無形文化財の継承 毎年11月第2日曜日に奉納
青原奴保存会	無形文化財の継承 毎年10月21日頃に奉納
青原網代保存会	無形文化財の継承 毎年10月21日頃に奉納
柳神楽保存会	無形文化財の継承 毎年11月上旬頃に奉納
長福千原座神楽社中	無形文化財の継承 毎年10月14日頃に奉納
木ノ口神楽社中	無形文化財の継承 毎年秋祭りに奉納
石見神楽左燈社中	無形文化財の継承 毎年秋祭りに奉納
石見神楽保存会日原社中	無形文化財の継承 毎年11月第2日曜日に奉納
中山田植え囃子保存会	無形文化財の継承 毎年秋祭りに奉納
田二穂・高峰田植え囃子保存会	無形文化財の継承 毎年秋祭りに奉納
相撲ヶ原田植え囃子保存会	無形文化財の継承 毎年10月15日頃に奉納
子鷺踊り保存会	無形文化財の継承 毎年7月20日、27日に奉納

※ 地域学

自分たちが住む地域の自然、歴史、人、事象などを、学術的なことも取り入れながら学び、一人ひとりが郷土観を確立し、地域活性化や地域づくりへの動機づけを図っていくもの。

(2) 文化財の保存・活用に関する取組～先導的なプロジェクト～

津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画では、文化財の保存・活用の取組を関連文化財群と歴史文化保存活用区域の観点からまとめている。さらに、それらの中から先導的・特徴的な施策を取り上げ、関連性の強いものを組合せ、先導的なプロジェクトとして設定している。

ここでは、先導的なプロジェクトの概要を説明する。

なお、歴史文化保存活用区域における取組は、後述する「第2節 重点区域に関する事項」でその一部を明記する。

【先導的なプロジェクトの設定】

- 参加型歴史文化のまちづくり体制（態勢）整備プロジェクト（★：全町）
- 藩校養老館・郷土館整備・活用プロジェクト（★）
- 津和野城跡・城下町遺跡・藩邸整備・活用プロジェクト（★）
- 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト
- 笹ヶ谷銅山整備・活用プロジェクト
- 山陰道整備・活用プロジェクト（★）
- 城下町伝統文化再生プロジェクト（★）
- 民俗芸能伝承・再構築プロジェクト（★：全町）
- 歴史まちづくり法活用推進プロジェクト（★）

※（★）は重点区域に関わるもの

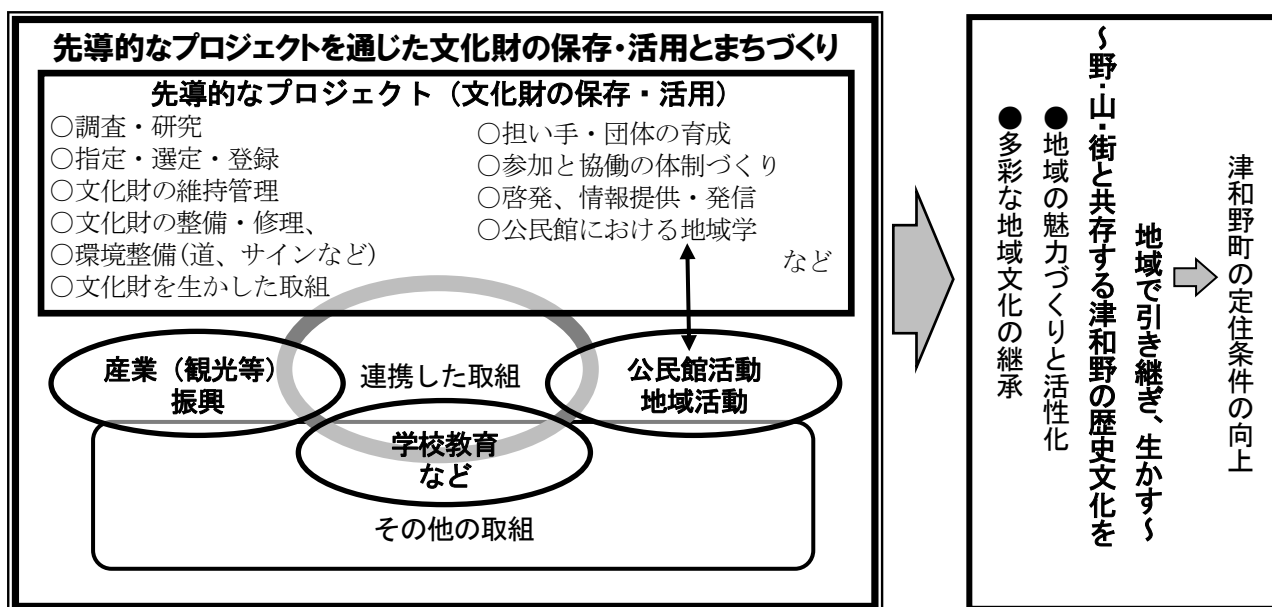


図 5-1 文化財の保存・活用とまちづくり

【先導的なプロジェクトの概要】

- 参加型歴史文化のまちづくり体制（態勢）整備プロジェクト（★：全町）
 - ・歴史文化のまちづくり推進体制づくり
 - ・登録有形文化財保持者の会の支援
 - ・ボランティアガイドの育成・活動支援
 - ・文化財の保存・活用の専門的な組織づくりと活動展開（建築士、その他技術・技能者等）
 - ・多様な参加による周遊ネットワークづくり など
- 藩校養老館・郷土館整備・活用プロジェクト（★）
 - ・藩校養老館の修理・復元と活用（津和野町郷土館と一体化した歴史文化の拠点機能の整備）
 - ・津和野町郷土館の整備・充実（藩校養老館と一体化した歴史文化の拠点機能の整備）
- 津和野城跡・城下町遺跡・藩邸整備・活用プロジェクト（★）
 - ・石垣等保存・修理
 - ・登城路等の整備
 - ・馬場先櫓・物見櫓の保存・活用
 - ・藩邸及び庭園の保存・活用 など
- 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト
 - ・源流域と森の自然景観・環境の保全と活用
 - ・棚田・ワサビ田・田園景観等の保全と活用
 - ・たたら場跡の保存と活用
 - ・石見瓦の街並みの保全
 - ・高津川の風物詩や景観の情報発信、食文化の継承・普及
 - ・民俗芸能・伝説の継承
 - ・文化的景観づくりに向けた広域的な連携（益田市、吉賀町） など
- 笹ヶ谷銅山整備・活用プロジェクト
 - ・鉾山施設跡等の整備（安全対策等）
 - ・アクセス及び昔の道の確保
 - ・旧堀氏庭園や堀氏関係の文化財の保存・整備・活用 など
- 山陰道整備・活用プロジェクト（★）
 - ・山陰道の調査及び追加指定の検討
 - ・街道等の保存修理と整備
 - ・広域的な連携による山陰道の保存・活用
- 城下町伝統文化再生プロジェクト（★）
 - ・町家や庭園の保存と活用
 - ・城下町のお茶や食文化の記録と継承・活用
 - ・酒づくりの技術・文化の伝承 など
- 民俗芸能伝承・再構築プロジェクト（★：全町）
 - ・民俗芸能の担い手の育成と活動支援
 - ・民俗芸能の担い手・団体の連携と交流 など
- 歴史まちづくり法活用推進プロジェクト（★）
 - ・歴史的風致維持向上計画の策定
 - ・事業展開に向けた体制（態勢）づくり など

第2節 重点区域に関する事項

1 重点区域における文化財の保存・活用の取組の方針と全体像

津和野町全体の方針を踏まえ、重点区域及び一部その周辺における文化財の保存活用の取組方針を以下のように設定する。

<取組の方針>

- 重点区域やその周辺は、文化財が集積した区域であり、個々の文化財とその周辺環境の保存・活用とともに、面的及びつながりを持った保存・活用を図る。
- 津和野地区における面的な埋蔵文化財である城下町遺跡の普及・啓発に努めるとともに、その保存・活用を図る。
- 旧城下町やそれを囲む田園・棚田、山地部が一体となった津和野ならではの景観を保全するとともに、江戸時代につくられた「津和野百景」にならい「新津和野百景」づくりに取り組む。
- 津和野弥栄神社の鷺舞や花まつり、津和野踊、煎茶文化など歴史及び伝統を反映した人々の活動の継承・活用を図る。
- 文化財の背景にあるものとして、歴史的な地名や町名等の継承・活用を図る。

こうした方針のもとに、重点区域及び一部その周辺において、重点的に取り組んでいく歴史的風致の維持及び向上に関する文化財の保存・活用の取組を、津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画における歴史文化保存活用区域「津和野城、城下町遺跡とその街並み」の中で示しているもののうちから、抜粋・整理する。

ここで取り上げている歴史文化保存活用区域は、重点区域とほぼ重なる。一部重点区域外の取組もあるが、重点区域周辺についても、重点区域と一体的に文化財の保存・活用を目指す。

このため、本計画と津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画との連携を図りながら、文化財の保存・活用を推進していく。

表 5-2 歴史文化保存活用区域における取組の骨子
 (「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画」より関係する取組を抜粋)

重点区域 及び 歴史文化保存活用区域	取組の骨子 (文化財の保存・活用の取組の骨子と手法)	要検討の法制度				
		保護・保全 の手法			支援制度	
		文	都	景	歴	他
<重点区域等> 重点区域(津和野歴史的 風致地区)及び一部その 周辺(重点区域外)を含 む <歴史文化保存活用区 域> 津和野城跡と旧城下町 及びその周辺 【津和野城、城下町遺跡 とその街並み】 ※小京都文化：庭園、煎茶、 茶道具、菓子、華道、民俗 芸能 など	津和野城跡の保存・活用	○				
	津和野藩邸庭園・大手門の復元・活用	○			○	
	藩校養老館の修理・復元と活用	○			○	
	城下町史跡群の保存・活用	○		○	○	
	城下町遺跡(地下遺構)の保存・活用	○				
	山陰道の保存・整備・活用	○				○
	津和野・廿日市街道、奥筋往還等の保存・整備・活用	○				○
	石見瓦と歴史的建造物と街並みの保存・活用 ・歴史的建造物と街並みの保存・活用 ・伝統的建造物群保存地区の指定に向けた取組	○	○	○	○	
	町家の庭園と煎茶文化の保存・継承・活用	○			○	○
	城下町の民俗文化財の継承・活用 ・鷺舞 ・津和野踊 ・乙女峠祭 ・その他民俗芸能・行事	○			○	○
	棚田の保存・活用(中座地区など)	○		○	○	○
	景観保全と新津和野百景づくり	○	○	○	○	○
	歴史的な地名・町名及び通り名の継承・活用				○	○
	その他、関連文化財群【近世城下町の史跡と文化】における 取組の展開 ・旧城下町及びその周辺地区における景観形成 ・青野山をランドマークや借景とする環境の保全 ・水路に関わる文化財の保存・活用 ・その他文化財の保存・活用	○	○	○	○	○

注) 文：文化財保護制度の活用を意図
 都：都市計画法の活用を意図
 景：景観法の活用を意図
 歴：歴史まちづくり法(歴史的風致維持向上計画)の活用を意図
 他：その他(個々のまちづくりに関する支援制度、単独事業など)

2 重点区域（津和野歴史的風致地区）及び一部その周辺における取組内容

重点区域及び一部その周辺において、歴史的風致の維持及び向上に関する文化財の保存・活用の取組を、津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画で示している内容を踏まえながら整理すると、以下のようになる。

（1）津和野城跡の保存・活用

- 津和野城跡については、旧城下町や城下町史跡群、城下町遺跡などとの一体的な保存・活用を目指す。

（2）津和野藩邸庭園・大手門の復元・活用 [津和野藩邸跡・公園整備事業]

- 津和野藩邸庭園や大手門の復元について検討する。
- 復元が実現できた場合は、その他の津和野城跡に関わる文化財などとのネットワークづくりを進める。

※ [津和野藩邸跡・公園整備事業：平成 30 年度～34 年度] …「第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項」における関係する事業の事業名と事業期間（以下同様）

（3）藩校養老館の修理・復元と活用

- 藩校養老館の修理・復元を図る
- 建物を利用した展示等のスペースを確保し、藩校養老館に関わる歴史文化を学ぶこと場の場として活用する。

※ [藩校養老館保存修理事業：平成 27 年度～30 年度]、[藩校養老館活用事業：平成 30 年度～31 年度]

（4）城下町史跡群の保存・活用

- 藩校養老館、弥栄神社、永明寺、亀井家墓所、森鷗外旧宅、西周旧居、高崎亀井家跡、鷺原八幡宮、津和野神社及び城下町関連遺跡範囲におけるその他関連遺跡の保存・活用を図る。

（5）城下町遺跡（地下遺構）の保存・活用

- 城下町に関わる地下遺構の保存・活用に努める。
- 水路遺構の保存・整備や歴史的な水路の再現について検討する。

（6）山陰道の保存・整備・活用

- 旧城下町を通る山陰道の保存・整備と活用に努める。

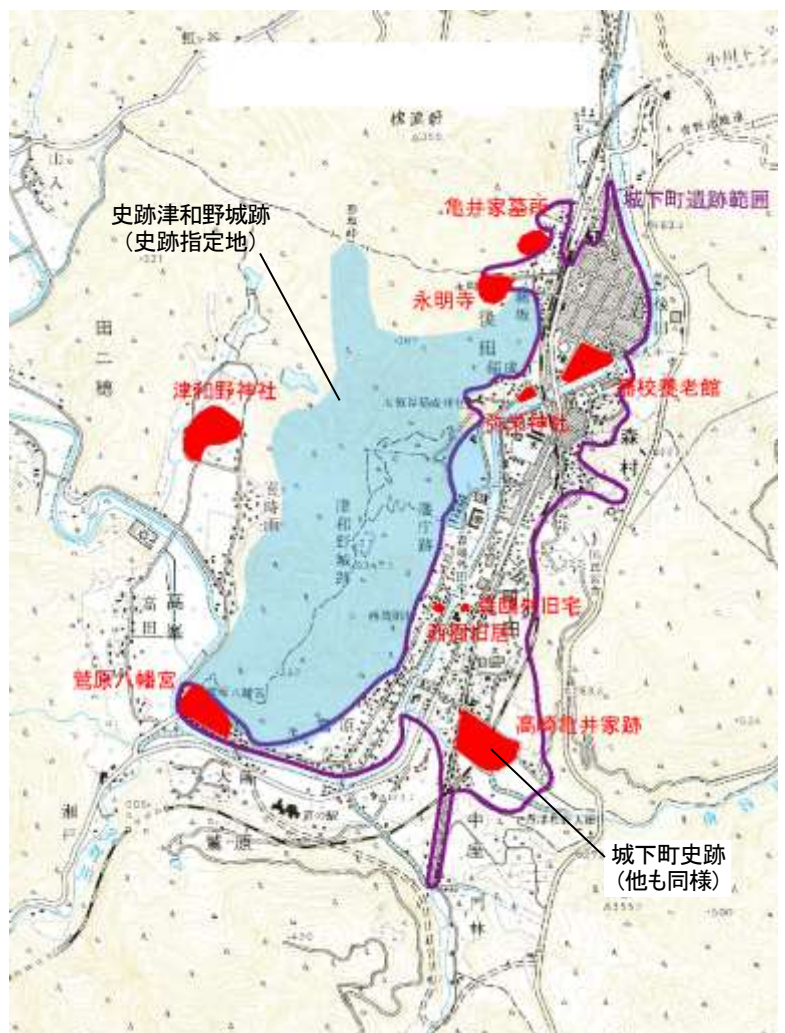


図 5-2 城下町主要史跡群と城下町遺跡（地下遺構）

(7) 津和野・廿日市街道、奥筋往還等の保存・整備・活用

- 旧城下町を通る津和野・廿日市街道や奥筋往還の保存・整備と活用に努める。
- 日本海沿岸につながる塩街道に関わる情報提供などに努める。

(8) 石見瓦と歴史的建造物と街並みの保存・活用

① 歴史的建造物と街並みの保存・活用

- 旧城下町内には、江戸、明治、大正、昭和初期の建物が多数残っており、関係権利者の理解と協力を得ながら、個々の建物及び街並みとしての保存・活用に努める。
- 多数の登録有形文化財があり、個々の取組に加え、登録有形文化財群としての保存・活用を図る。

※ [津和野歴史的風致地区防災対策事業：平成 29 年度～31 年度]、
[空き家再生事業：平成 25 年度～29 年度]

② 伝統的建造物群保存地区の指定に向けた取組

- 旧城下町の橋北地区において、歴史的な建造物がまとまっている区域については、伝統的建造物群保存地区の指定（都市計画への位置づけなど）に向けて取り組む。

(9) 町家の庭園と煎茶文化の保存・継承・活用

- 旧城下町内の町家には、古い庭園も多数残されており、関係権利者の理解と協力を得ながら、その保存・活用に努める。
- 旧城下町などにおいては、煎茶文化が今も色濃く残っており、こうした伝統を反映した生活文化の継承や情報発信に努めるとともに、お茶のもてなしと町家・庭園の鑑賞など一体的な活用を検討する。

(10) 城下町の民俗文化財の継承・活用

※ 「伝統行事・民俗芸能支援事業：平成 26 年度～30 年度」

① 鷺舞

- 津和野弥栄神社の鷺舞の継承と活用を進める。

② 津和野踊

- 津和野踊の継承と活用を進める。

③ 乙女峠祭

- キリスト教の歴史と文化を伝える乙女峠祭の継承と活用を進める。

④ その他民俗芸能

- 小鷺踊り、天神祭りなどの継承と活用を進める。

(11) 棚田の保存・活用（中座地区など）

- 旧城下町の周辺部にあり、街並みの景観を特徴づける役割も担っている棚田の保存・活用に努める。

※ [棚田公園(仮称)整備事業：平成 31 年度～34 年度]



殿町通り



津和野カトリック教会(登録有形文化財)



橋本酒造場（登録有形文化財）



橋本酒造場中庭



津和野弥栄神社の鷺舞

(12) 景観保全と新津和野百景づくり

- 津和野町景観計画に基づき、景観形成地区（城山、本町界限、町田・森村、中座・大蔭、山並、殿町）などにおける良好な景観の保全・形成を図る。
- 「城山と雲海」や「城山から見た街並みと青野山」、「永明寺からの青野山」など住民参加と公民館活動を基本に、歴史文化の観点も取り入れた「新津和野百景」づくりに取り組む。

※ [見晴らし広場整備事業：平成 29 年度～31 年度]

(13) 歴史的な地名・町名及び通り名の継承・活用

- 古くからの地名や町名及び通り名を整理するとともに、その継承や活用に取り組む。

※ [旧城下町等サイン整備事業：平成 26 年度～27 年度、平成 30 年度～31 年度]

(14) その他、関連文化財群【近世城下町の史跡と文化】における取組の展開

① 歴史まちづくり法の活用に向けた取組

- 旧城下町及びその周辺において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史的風致の定義：法第 1 条）の維持及び向上を図るため、歴史まちづくり法による「歴史的風致維持向上計画」の認定とその具体化に向けて取り組む。
- 具体的な取組としては、歴史まちづくり法（歴史的風致維持向上計画）の活用による電柱電線類移設や道路の景観形成、歴史的風致の形成に寄与している農業用排水施設の修復、建造物の修景などが想定できる。

② 旧城下町及びその周辺地区における景観形成

- 景観法を生かし、旧城下町の歴史的景観とそれと調和する田園、山並みなどを一体的に保全するとともに、住民等の景観づくりの取組を誘導・支援する。

③ 青野山をランドマークや借景とする環境の保全

- 津和野町のシンボリックな山である青野山の環境保全を図る。
- 地域におけるランドマークとして、青野山を眺望できる環境の確保・保全に努める。
- 民家・庭園や街並みからの借景として生かされる環境の確保・保全に努める。

④ 水路に関わる文化財の保存・活用

- 禁漁区の継続と周知を図りながら、鯉のすむ環境や水路の保全を図る。

※ [水路修景・改良事業：平成 26 年度～31 年度]

⑤ その他文化財の保存・活用

- その他、潜在化したものを含め、地域に息づく有形無形の文化財を調査・把握し、情報発信（提供）や体験・学習の機会の確保、保存や公開の方法など、それぞれの文化財の実情を踏まえながら、多面的に保存・活用について検討する。

※ [津和野駅周辺整備事業：平成 28 年度～32 年度]



津和野城跡から見た旧城下町と青野山